

社会労働委員会議録第二十一号

(三三三)

昭和三十三年三月九日(土曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事中川 俊思君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君 理事吉川 兼光君

阿左美廣治君 植村 武一君

小川 半次君 越智 茂君

大石 武一君 加藤五郎君

倉石 忠雄君 田子 一民君

田中 正巳君 高瀬 傳君

中山 マサ君 永山 忠則君

古川 文吉君 山下 春江君

亘 四郎君 赤松 勇君

井堀 繁雄君 岡 良一君

岡本 隆一君 栗原 俊夫君

五島 虎雄君 多賀谷眞穂君

滝井 義高君 堂森 芳夫君

中村 英男君 山口シヅエ君

山花 秀雄君 中原 健次君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

大蔵大臣 池田 勇人君

厚生大臣 神田 博君

労働大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

大蔵事務官 (主計局長) 森永貞一郎君

大蔵事務官 (主計局次長) 村上 一君

厚生政務次官 中垣 國男君

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

厚生技官(環境衛生部長) 楠本 正康君

厚生事務官 高田 正巳君
(保険局長)
労働政務次官 伊能 芳雄君
(労働事務官)
(労働局長) 中西 實君
委員外の出席者

厚生事務官(保険局健康保険課長) 小沢 辰男君

厚生事務官(保険局厚生年金課長) 板本 重雄君

厚生事務官(保険局船員保険課長) 鈴木 信吾君

厚生技官(保険局医療課長) 館林 宜夫君

専門員 川井 章知君

委員竹山祐太郎君、松村謙三君、岡良一君及び山崎始男君辞任につき、その補欠として永山忠則君、阿左美廣治君、多賀谷眞穂君及び中村英男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員多賀谷眞穂君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

三月八日

衛生検査技師の身分法制定に関する請願(内田常雄君紹介)(第一九四四号)

同(龜山孝二君紹介)(第一九四五号)

同(石山權作君紹介)(第一九八八号)

同(小林信二君紹介)(第一九八九号)

環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定の請願(首藤新八君紹介)(第一九四六号)

同(濱野清吉君紹介)(第一九四七号)

同外二件(高瀬傳君紹介)(第一九四九号)

同(白井莊一君紹介)(第二〇一三三号)

戦傷病者遺族の遺族等援護法の一部改正に関する請願(原健三郎君紹介)(第一九八四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(赤路友蔵君紹介)(第一九八五号)

同(原健三郎君紹介)(第一九八六号)

同(床次徳二君外七名紹介)(第二〇一四号)

同(大坪保雄君紹介)(第二〇一五号)

同(鈴木直人君紹介)(第二〇一六号)

同(高木松吉君紹介)(第二〇一七号)

同(保利茂君紹介)(第二〇一八号)

同(眞崎勝次君紹介)(第二〇一九号)

国立病院等に准看護婦の進学コース設置に関する請願(田中裕男君紹介)(第一九八七号)

戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(原健三郎君紹介)(第二〇〇〇号)

戦傷病者の更生及び援護に関する請願(山崎始男君紹介)(第二〇〇一號)

戦没者遺族の処遇改善に関する請願外四件(池田清志君紹介)(第二〇〇二號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十五回国会閣法第四号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十五回国会閣法第五号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十五回国会閣法第六号)

健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十二名提出、衆法第八号)

船員保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十二名提出、衆法第九号)

美容師法案(野澤清人君外三十九名提出、衆法第一〇号)

労働関係に関する件

○藤本委員長 これより会議を開きます。

野澤清人君外三十九名提出の美容師法案を議題とし、審査を進めます。まず提案者より趣旨の説明を聴取いたします。野澤清人君。

美容師法案
美容師法
(目的)
第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「美容」とは、パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、都道府県知事の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

(免許)
第三条 第四条に規定する美容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、精神病患者又はてんかんにかかっている者には、与えない。

3 この法律に定めるもののほか、美容師の免許に關して必要な事項は、政令で定める。

(美容師試験)
第四条 美容師試験は、都道府県知事が行う。

2 美容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四

十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、一年以上の実地習熟を経たものでなければ受けることができない。

3 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程
二 夜間課程
三 通信課程

4 厚生大臣は、政令の定めるところにより、第二項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他第一項から第三項までの規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

(登録)
第五條 都道府県に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

2 前項に定めるもののほか、美容師の登録に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(無免許営業の禁止)
第六條 美容師でなければ、美容を業として行はならない。

(美容所以外の場所における営業の禁止)
第七條 美容師は、美容所以外の場

所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)
第八條 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具を清潔に保つこと。
二 皮膚に接する布片を客一人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客一人ごとに消毒すること。

三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

(健康診断)
第九條 美容師は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う健康診断を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の健康診断の結果その美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

(免許の取消及び業務の停止)
第十條 都道府県知事は、美容師が、第三條第二項に規定する者に該当するとき、又は第八條若しくは前條第一項の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

2 都道府県知事は、美容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

(美容所の位置等の届出)
第十一條 美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)
第十二條 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三條の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(美容所について講ずべき措置)
第十三條 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 常に清潔に保つこと。
二 消毒設備を設けること。
三 採光、照明及び換気を充分にすること。

四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

(立入検査)
第十四條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該美容所に立ち入り、第八條又は前條の規定による措置の実施の状況を検査することができる。

2 前項の規定により当該美容所が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、か

つ、関係人にこれを提示しなければならない。

(閉鎖命令)
第十五條 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三條の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第九條第二項若しくは第十條第一項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行はせるときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行ふ美容師が第八條の規定に違反したときも、前項と同様とする。

ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

(処分の理由の通知等)
第十六條 都道府県知事は、第九條第二項、第十條又は前條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(美容師又は美容所の開設者の会)
第十七條 美容師又は美容所の開設者は、会を組織して、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員

の指導及び連絡に資することができる。

(罰則)
第十八條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反した者
二 第九條第二項又は第十條第一項の規定による業務の停止処分違反した者

三 第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第十二條の規定に違反して美容所を使用した者

五 第十五條の規定による美容所の閉鎖処分違反した者

第二十條 第十四條第一項の規定による当該美容師の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九條第三号から第五号まで又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

(脱税規定)
第二十二條 第九條第二項、第十條第一項(美容師の免許を取り消す場合を除く)、第十一條、第十二條、第十四條第一項、第十五條及び第十六條(美容師の免許の取消に係る場合を除く)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基き政令で定める市にあつ

ては、「市長」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）以下附則第四項から附則第八項まで、附則第十三項及び附則第十四項において「旧法」といふ。理容師法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百五十一号）附則第二項、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十九号）附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の理容師法特例（昭和二十三年法律第六十七号）の規定によりなされた美容師の免許又は旧法の規定によりなされた美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分は、この法律の規定によりなされた美容師の免許又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分とみなす。

3 この法律の施行の際、現に理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十九号）附則第二項の規定により美容師の免許を受けることのできる資格を有する者は、第三条の規定の適用については、第四条に規定する美容師試験に合格した者とみなす。

4 この法律の施行前旧法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又は同法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。

5 この法律の施行前旧法第八條第三号又は第十二條第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八條第三号又は第十三條第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

6 この法律の施行前にした旧法第八條、第九條又は第十二條の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八條、第九條第一項又は第十三條の規定に違反する行為とみなす。

7 この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百六十六号）の施行後においてした旧法第十四條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、この法律の施行後においてしたこの法律の第十五條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。

8 この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一條第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

9 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日から引き続き美容所を開設している者であり、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二條の規定は、適用しない。

10 この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第四條第二項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。

12 理容師美容師法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法

第一条第三項中「理容を業とする者をいふ、美容師とは、美容を業とする者をいふ」を「理容を業とする者をいふ」に、同条第四項中「施設をいふ、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいふ」を「施設をいふ」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「前二条を」を「第二条に改め、又は美容師養成施設を削る。

第五条第一項中「及び美容師名簿」及び「及び美容師を、同条第二項中「又は美容師を削る。

第六条第二項を削る。

第六条の二中「又は美容師」及び「又は美容所」を削る。

第七条中「又は美容師」を削る。

第八条中「又は美容師」及び「又は美容」を削る。

第九条中「又は美容師」を削り、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の健康診断の結果その理容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

第十条中「理容師又は美容師が」を「理容師が、」に、「前条を」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、理容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

第十一条第一項中「又は美容所」を削り、「従業者の数を」を「従業者の氏名」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「若しくは美容所」を削る。

第十一条の二及び第十二条中「又は美容所」を削る。

第十三条第一項中「又は美容所に立入る」に立入り」に改める。

第十四条第一項中「又は美容所」を削る。

第十四条の三 理容師又は美容所の開設者は、会を組織して、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の四 第六條の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第十五条第一号中「第六條又は」を削り、同条第二号中「第十條」を「第九條第二項又は第十條第一項」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「又は美容師」を削る。

第十四条の二中「第十條を」第九條第二項、第十條」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三 理容師又は美容所の開設者は、会を組織して、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の三の次に次の一項を加える。

第十四条の四 第六條の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第十五条第一号中「第六條又は」を削り、同条第二号中「第十條」を「第九條第二項又は第十條第一項」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「又は美容師」を削る。

第十四条の二中「第十條を」第九條第二項、第十條」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三 理容師又は美容所の開設者は、会を組織して、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

は美容師の免許を取り消す場合を除く。中を「(美容師の免許の取消に係る場合を除く。中)」に改める。

13 (旧法の改正に伴う経過規定)

この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為につき美容師が刑に処せられた場合については、改正後の美容師法第十條第二項の規定は、適用しない。

14 この法律の施行前にした旧法第六條第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(美容師法特例の一部改正)
美容師法特例の一部を次のように改正する。

美容師法及び美容師法の特例に関する法律
第一條中「美容師美容師法」を「美容師法」に改める。

第二條中「美容師美容師法第二條又は第三條」を「美容師法第二條又は第三條」に改める。

第三條中「美容師美容師法第二條又は第三條」を「美容師法第二條又は第三條」に改める。

第五條第三十一號中「美容師養成施設」の下に「及び美容師養成施設」を加える。

第九條第一項第十一號中「美容師所」を「美容所」に改める。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(二十四)中「美容師美容師法」を「美容師法」に、「美容師又は美容師の試験、養成施設及び免許」を「美容師試験、美容師養成施設及び美容師の免許」に、「美容師又は美容師について」を「美容師について」に改め、「又は美容所及び又は美容」を削り、同号(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の二 美容師法(昭和三十一年法律第 号)及びこれに基く政令の定めるところにより、美容師試験、美容師養成施設及び美容師の免許に関する事務を行い、美容師について健康診断を実施し、美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造設備について検査し、美容を行ふ場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。

別表第四第一号(十)中「美容師美容師法」を「美容師法」に改め、「又は美容所」を削り、同号(十)の次に次のように加える。

(十)の二 美容師法の定めるところにより、美容所の開設に関する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。

地方自治法(昭和二十五年法律第

二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條中「十八 美容業」を「十八 美容業」に改める。

近代人の文化生活は異常な発達をとげ、あらゆる面において科学的知識や操作が取り入れられつつありますが、美容業界の実態もまた国民の保健衛生とともに、その技術的な分野もいよいよ高度な理論と知識を必要とするに至りました。

現行美容師美容師法において美容業を美容業とともに一括処理することは、最近の実態からかんがみて新業の発展を妨げるのみならず、保健衛生上の立場からも幾多の不便が生ずる憂いなしとはいへないものであります。ことに美容技術の範囲も、パーマネットを主体とした頭髪調整の段階から、全身美容にまで進歩発展したし、幾多の高級複雑な成分を有する薬物の使用がひんぱんになりました。旧来の整髪美容がその質的にも大きな転換が行われつつあるものであります。よって美容業とは別に新たに美容師法を制定して、美容業の発展をはかりとするものであります。

なお、本案の単独立法化に伴い、美容師の養成施設に関し、従来政令で定められていたものを、本法に明文化することとした。また美容師または美容所の開設者の組織する会またはその連合会が、美容師の養成に関する事業を行い得ることとしたのであります。

美容技術として規定をされておるのですが、こゝろを美容師の方でやる場合がある。またカッティング、あるいはひげをそるといふようなその方は、これは主として美容の方でやる。こゝろなんですが、これは美容の方もやることがある。こゝろより二つの職業の間にいわば技術の交叉しておる点があるわけなんです。こゝろ二つの身分法ができて参りますと、そこらの調整というか、トラブルを今後どういう工合に政府は御指導していく考へであるか、これはぜひ一つうまく指導してもらわなければならぬと思ひますが、その辺に對する政府の所見をお伺ひしておきたい。

○藤本委員長 ちよつと申し上げますが、答弁は簡潔にして要を尽されんことを望みます。

○楠本政府委員 ただいまの御意見ももつともでございます。今後十分注意をいたしますが、大体かような見解を持っております。美容の方にございましては、ひげそり、刈り込み等が主たる仕事でございまして。またパーマネットは美容の方におきます主たる技術だと存じます。従ひまして付随的に、たとえば美容の方にございましてくせ直しの方にございましてパーマをかける場合のやむを得ない措置としてカッティングを行うといふようなことは美容の領域と、大体主たる目的で分けて参りました。かように考へております。

○藤本委員長 ぜひさういふように政府の御指導をお願いしたいと思ひます。次にお尋ねしたいことは、美容業及び美容業ともに、地域的にまたはそれぞれ技術の系統に応じて組合を結成を

美容技術として規定をされておるのですが、こゝろを美容師の方でやる場合がある。またカッティング、あるいはひげをそるといふようなその方は、これは主として美容の方でやる。こゝろなんですが、これは美容の方もやることがある。こゝろより二つの職業の間にいわば技術の交叉しておる点があるわけなんです。こゝろ二つの身分法ができて参りますと、そこらの調整というか、トラブルを今後どういう工合に政府は御指導していく考へであるか、これはぜひ一つうまく指導してもらわなければならぬと思ひますが、その辺に對する政府の所見をお伺ひしておきたい。

美容技術として規定をされておるのですが、こゝろを美容師の方でやる場合がある。またカッティング、あるいはひげをそるといふようなその方は、これは主として美容の方でやる。こゝろなんですが、これは美容の方もやることがある。こゝろより二つの職業の間にいわば技術の交叉しておる点があるわけなんです。こゝろ二つの身分法ができて参りますと、そこらの調整というか、トラブルを今後どういう工合に政府は御指導していく考へであるか、これはぜひ一つうまく指導してもらわなければならぬと思ひますが、その辺に對する政府の所見をお伺ひしておきたい。

○藤本委員長 ちよつと申し上げますが、答弁は簡潔にして要を尽されんことを望みます。

○楠本政府委員 ただいまの御意見ももつともでございます。今後十分注意をいたしますが、大体かような見解を持っております。美容の方にございましては、ひげそり、刈り込み等が主たる仕事でございまして。またパーマネットは美容の方におきます主たる技術だと存じます。従ひまして付随的に、たとえば美容の方にございましてくせ直しの方にございましてパーマをかける場合のやむを得ない措置としてカッティングを行うといふようなことは美容の領域と、大体主たる目的で分けて参りました。かように考へております。

○藤本委員長 ぜひさういふように政府の御指導をお願いしたいと思ひます。次にお尋ねしたいことは、美容業及び美容業ともに、地域的にまたはそれぞれ技術の系統に応じて組合を結成を

しておる傾向があるようでごさいます。将来これらはいずれも国民の保健衛生上に関係しておる団体でございまして、このうちふりにそれぞれ技術、系統、地域という工合に錯綜する会ができておるのでは、今後の行政指導の上においても困難であらうし、また業界の保健衛生の向上の見地からいっても、やはりいろいろ問題ができてくると思ひますが、このうち団体の今後の御指導の仕方をどういう工合に指導していくのか、この点を一つ御説明願ひたい。

○楠本政府委員 御指摘のように団体が一統されておりますことは、行政実施上の便宜の点が多いわけでありまして、また業界の発展もおのずから進められるものと考えます。従ひまして、私どもといたしましては、今後でもできるだけ業界が大部分から一つにまとまつて、お互いに切磋琢磨し、りっぱな業界を作っていくことを熱望いたしております。しかしながらこの場合あまり政府がとやかく言うこともどうかと思ひます。やはり業界の自衛、良識によつてものを判断されるように今後御指導して参りたいと存じております。

○滝井委員 こういうように、今回美容師法ができましたと、環境衛生関係の七つの業種の法律的な根拠と申しますか、そういうものが一応曲りなりにも整備をしたという形が出てくるわけですね。現在の業界はこれらの環境衛生の七業種を何らかの形で業種の適正化と申しますか、そういうものをやつてくれという要望が非常に強い、現在自民党の方から議員立法として環境衛生七業種の業種適正化に関する法律が出て

おるわけなのですが、基本的な法律の整備とそれらの七業種を規制する法律との関係について政府は一体どういうようなお考えを持っておるか。今後の政府の考え方を要領よく御説明願ひたい。

○楠本政府委員 目下継続審議になつております環境衛生関係業種の運営の適正化に関する法律は、それぞれの母法、基本法に基くものを別な観点から統一したものでございまして、従ひまして今回美容師法が単独にできますことによつて、かえつて基本法とこれを総括いたしました適正化法との関係が明らかになりました。かえつてこの辺は御指摘の通り便宜になるもの、かように考えます。

○滝井委員 政府の方においてできるだけ、七業種が環境衛生の適正化をはかつて技術の向上をはかるような状態になるようにぜひ御推進願ひたいと思ひます。最後に一つ、問題はこういう環境衛生関係の事業に従事する従業者が健康診断の結果公衆衛生上不適当と認められたときにはある期間を定めてその業務を停止することは、こういう職業につては共通的に一応立法上規定をいたしておるところでございまして、こういうものに対する保健衛生上の事業をストップせしめるからには、何らかそこには適當の処置が講ぜられなければならぬと思つてございまして、そういう点担当部長としてどうお考えになつておるかお答え願ひたい。

○楠本政府委員 これは必ずしも美容師の場合だけに限らずあらゆる場合に共通する問題でございまして、この解決は行政的にはなかなか困難な面が多

いのでございまして、現在は結核その他等につきましては、特に組織労働者その他におきましては社会保険の制度がございまして、その問題とはございせんが、これらの問題は何かと申しまして、これら何らかの組織がない場合にきつめて困難でございまして、率直に申し上げまして美容師の場合にはかような共済的なあるいは保険的な恩恵にいままだ浴びておりませんので、これらの点は実施がきつめて困難な点であらうかと存じます。しかし私どもといたしましてはできるだけ組合を強化することによりまして、組合を組織化するによりまして、お互いに共済的な事業を振興いたしまして、それによつてこの点をカバーしていくように指導をいたして参りたい、かように考えております。

○藤本委員長 他に御質疑はございせんか。なければ本案についての質疑は終了したものと認めます。次に討論に入るのでありますが、通告もありませんので直ちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございせんか。

○藤本委員長 御異議なしと認め、原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

○藤本委員長 御異議なしと認め、原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

○藤本委員長 御異議なしと認め、原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

○山花委員 労働大臣に御出席を願ひまして、労働行政の一端として、たゞいま御承知のように総評という大きな労働組合を中心とする、俗に一般的に春闘と言つておりますが、春闘に關連いたしまして、本日労働大臣は国鉄、全通、電通、日教組、これらの組合の責任者を呼んで何か警告を発したというこの事情をお伺ひしたいと思ふのであります。

○松浦国務大臣 総評は労働組合ではありませぬけれども、総評傘下における各労働組合が、新聞その他にも発表されておりますし、われわれの情報に入つておりますが、相当なスケジュールを組みまして、各団体ともそれぞれ第三波というものを三月十一日を期して一斉に行うようなスケジュールがあるのであります。それだけ當ててみるとやはりわれわれが傍受いたしました内容にあたり狂ひのない計画のもとに各団体が進んでおります。ところが今御指摘になりましたような団体は、御承知のように公共企業体でありまして、その計画しておるところの職場大会であるとかその他相当大規模な休暇というふうなものは當然とめられておるはずなんですけれども、それをあえて行わんといたしております。これ

と同時に企業体の方にも早く自主的に解決するように、前もつていろいろ話してありますが、きょうは、御指摘になりましたような労働団体の方々を呼びまして、次のようなことを申し上げたのであります。一々こまかく読み上げますといひのであります。簡単に申し上げますと、公労委員に対して調停を申請して目下調停の手続が進行中でありまして、しかしそれにもかかわらずこの画一的なスケジュールに従つて、勤務時間中における職場大会等の名のもとにおいて、公労法によつて厳に禁止されておるところの争議行為に該當する違法行為を実施するようになつておる。このような行為は運輸通信等の機能を混乱麻痺せしめ、国民経済及び国民の日常生活に對して甚大な障害を与える、民主的な紛争解決のルールを逸脱し無視するものである、特にこれらの各事業の公共性に着目し、公共の福祉に反することはなほだしい行為であるから、行為に對しては組合員みずからが、法の定めるところによつて処断されることを免れない、のみならず社会生活を破壊し、社会秩序を混乱させるものとして、国民の強い指弾を受けることになるであらう。政府といたしましては別に声明を發表してありますが、特に労働大臣といたしましては憂慮にたえないところであるから、公労協傘下の各組合がいわゆる実力行使を中止して、健全な良識によつて法の定める紛争解決の手續に従ひ、事態の合法的かつ平和的な解決をはかられるよう要望するといひたい。私は労働大臣をお受けいたしました。この今度の春季闘争にあい

ましてほんとうに憂慮いたしますことは、このスケジュールにありますように、なことが行われれば、せつかく日本の産業経済がこまで盛り上つてきておるものが、政府が二十八億の輸出をしようとしておりまして、このつまずきによってどういふように経済界が展開して逆の結果が起きて、そのために国民経済全体が非常な影響を受けるということを心から心配しておるのであります。でありますからお集まりの、御指摘になりました団体の指導者諸君に特にそのことをお願いいたしまして、早く平和裏に解決つけてもらいたい、どうか一つ法を犯すようなことのないようにしてもらいたいというのをくれぐれもお願いした次第でございます。

○山花委員 ただいま労働大臣の御答弁の中で、総評は労働団体でないという御発言がございましたが、これは多分、私の推測するところによりまして、労働組合法の保護によらざる労働団体という意味で言われたと思うのであります。それは私の理解の通りでございます。

○松浦国務大臣 御指摘のようで、団体ではありますけれども労働組合でないといふ申し上げたつもりであります。

○山花委員 その労働組合でないといふ認識をされておる政府当局は、しばしば総評を相手に、一個の労働組合としてその話を今までなすっておるのです。が、都合のよいときには労働組合であり、都合が悪ければ労働組合でない、あれは単なる労働団体だ、こゝろ、私から考えれば手前勝手な解釈をしておられると思いますが、解釈について統一性がないという点でございますが、その点どうでございますか。

○松浦国務大臣 私は統一があると思つておるのです。組合は労働組合法によつてできるものであつて、この労働組合法によつてできた各労働組合を中央で中央団体として取り扱ひなすつておられると思ひますから、私は労働組合として交渉する場合には各公企労働組合の方々と直接にお話する方がよいと思つてやつたのであります。

○山花委員 各産業を相手に労働法に基く労働組合としてお話をなされたといふこと、これを私は別にどういふ言つておるわけではございませんが、政府はしばしば総評も——これは労働法の保護によるかよらざるかは別問題として、私はやはり労働組合だと思つておる。労働組合の一つの全国的組織、いわゆる連合体といふふうに考へておりますが、この総評に對して労働組合でないといふこの認識であります。これは労働大臣の認識としては間違つておるんじゃないか、かように考へますが、いかがでございますか。

○松浦国務大臣 先ほど申し上げましたように、労働組合法に規定されておるところの労働組合ではなくて、任意にお作りになつた労働団体であることは私は認めております。このことは統一されておると思つております。

○山花委員 何かものにこだわつて、特に語を強めて労働団体といふような表現を用いられておられますが、もう時間もございませんで、それを別にどういふ申し上げようとは思ひませんで、労働大臣の労働組合に對しての認識の問題が、これからしばしば起きる紛争の對策上私は重要な影響を及ぼすと思ひます。せんだつて本委員会において同僚委員の五島君が労働大臣に質問いたしましたときに、総評に結集しておる三百有余の組合員大衆はなかない労働者だ、勤勉にしてかつ生産能力を上げるいい労働者だが、そのうちのごく一部であるけれども赤い、こゝろ表現をなすつたんです。そこで赤問題を若干続けられていたようでございますが、私はその赤いという意味の労働大臣の持つ的確なる、だれが聞いてもよく納得のできるような標準語でその赤いといふことに対する認識を一つはつきりしていただきたいと思ひます。なぜ私はかようなことを聞くと申しますと、日本においては、労働法で認めておるか認めていないかは別個の問題といたしまして、最大の指導性のある労働組合であることは間違ひないのであります。その総評の一部が赤い。その一部は指導部を労働大臣は指さしておると思ひますが、この点、労働大臣のこの認識からあらゆる労働行政が打ち立てられたとすると、私は重要な影響が労働運動全体に及ぼして参ると思ひますので、この際特に明確に御答弁願ひたいと思つております。

○松浦国務大臣 総評は今まで共産党との問題について共闘はしないといふ考え方のもとに立つておつたのです。が、今度は共闘しないといふことを放棄したのです。その結果、共産党と一緒にやるというところになると思ひます。それから赤い、黒い問題は、私は字のごとく赤は赤だと思つております。私はそゝういふ考え方を持つてゐるので

すと思ひます。せんだつて本委員会において同僚委員の五島君が労働大臣に質問いたしましたときに、総評に結集しておる三百有余の組合員大衆はなかない労働者だ、勤勉にしてかつ生産能力を上げるいい労働者だが、そのうちのごく一部であるけれども赤い、こゝろ表現をなすつたんです。そこで赤問題を若干続けられていたようでございますが、私はその赤いという意味の労働大臣の持つ的確なる、だれが聞いてもよく納得のできるような標準語でその赤いといふことに対する認識を一つはつきりしていただきたいと思ひます。なぜ私はかようなことを聞くと申しますと、日本においては、労働法で認めておるか認めていないかは別個の問題といたしまして、最大の指導性のある労働組合であることは間違ひないのであります。その総評の一部が赤い。その一部は指導部を労働大臣は指さしておると思ひますが、この点、労働大臣のこの認識からあらゆる労働行政が打ち立てられたとすると、私は重要な影響が労働運動全体に及ぼして参ると思ひますので、この際特に明確に御答弁願ひたいと思つております。

○松浦国務大臣 総評は今まで共産党との問題について共闘はしないといふ考え方のもとに立つておつたのです。が、今度は共闘しないといふことを放棄したのです。その結果、共産党と一緒にやるというところになると思ひます。それから赤い、黒い問題は、私は字のごとく赤は赤だと思つております。私はそゝういふ考え方を持つてゐるので

○山花委員 共産党は御承知のようにこれは政党であります。日本の憲法下において認められておる合法政党であります。総評が考へておること、合法政党の共産党が考へておることがたまたま合致する問題は私はあると思ひます。共産党が非合法の政党で、日本の憲法、法律で許されておらない組織団体であれば、あるいはこれと共闘を組むといふようなことをきめることは、これは政府当局の立場からとれば不合理だといふことは言えると思ひます。ですが、共産党のどこが悪いのですか。

○松浦国務大臣 いや、共産党が悪いとは申し上げません。ただ共産党と共闘をしなかつた総評が共産党と共闘するといふことになつたんですから、その結果、共産党と同じ方向におやりになる。その結果、私はこの点が違ふと思ひます。共産党はあくまでも階級政党です。階級的な立場の上に立つております。私は階級的な考え方では日本の産業は成り立たないと思ひます。でありますから私は全体的に考へておる。いわゆる日本国民が一つの考へのもとに行けるということが最も望ましいことであつて、階級的にものを考へるのでは特に労使の關係は解決がつかない、かように思つております。

○山花委員 労働大臣の頭が少し混乱をしておるんじゃないかと思ひます。総評の発生は共産党の指導を排除して民主的労働組合として成立をしたといふことは、労働大臣のおっしゃる通りであります。共闘をやるといふことと指導を受けるということとはこれは明確に違ふんですよ。この点をもつとは

きりしてもらわないと、そゝういふ頭で今の総評を見て、今の総評の行方春闘を見るに私はおのずから影響するところが違ひから、もう少し理論的に体系をはつきりして労働組合の認識といふものを——とにかくあなたたは日本の労働行政の一番頂点に立つて行政運営をする責任者なんですよ。その責任者の頭がそゝういふ混亂したことでやられると、迷惑をこうむるのは日本の労働運動全体なんです。それが今回の春闘に對して労働大臣の発言権によつて政府の声明なんかが出ておると私は思ひますが、もう少しその点ををはつきりしていただきたいと思ひます。一体赤といふのはあなたたは共産党を指さしておると思ひます。そゝうすると、総評と共産党と同じだからおれは赤いのだと思ひ、こゝろいふようにわれわれは聞き取れるのです。どことが一緒かといふことです。

○松浦国務大臣 その赤の言葉の発端は、私が言つたのじゃありません。それは速記録をお調べになればわかりますけれども、予算委員会において上林山君がそゝういふ言葉を使つたんです。私はそれは全体はそゝういふに考へないものでありますから、ただそゝういふに言われるならば、共産党との間に共闘をしないといふ意味の総評が、今度は共闘をするといふ意味の声明をしたから、その意味に御解釈願ひたい、こゝろいふに言つたんです。そのときに赤は向うが言われたのです。そこで今度赤とお前は言つたんじゃないかといふことでありましたから、それは赤は赤だ、こゝろ言つただけの話であつて、あれは僕の方から言つたものではありません。速記録をお調べになればその点は

きりしてもらわないと、そゝういふ頭で今の総評を見て、今の総評の行方春闘を見るに私はおのずから影響するところが違ひから、もう少し理論的に体系をはつきりして労働組合の認識といふものを——とにかくあなたたは日本の労働行政の一番頂点に立つて行政運営をする責任者なんですよ。その責任者の頭がそゝういふ混亂したことでやられると、迷惑をこうむるのは日本の労働運動全体なんです。それが今回の春闘に對して労働大臣の発言権によつて政府の声明なんかが出ておると私は思ひますが、もう少しその点ををはつきりしていただきたいと思ひます。一体赤といふのはあなたたは共産党を指さしておると思ひます。そゝうすると、総評と共産党と同じだからおれは赤いのだと思ひ、こゝろいふようにわれわれは聞き取れるのです。どことが一緒かといふことです。

○松浦国務大臣 その赤の言葉の発端は、私が言つたのじゃありません。それは速記録をお調べになればわかりますけれども、予算委員会において上林山君がそゝういふ言葉を使つたんです。私はそれは全体はそゝういふに考へないものでありますから、ただそゝういふに言われるならば、共産党との間に共闘をしないといふ意味の総評が、今度は共闘をするといふ意味の声明をしたから、その意味に御解釈願ひたい、こゝろいふに言つたんです。そのときに赤は向うが言われたのです。そこで今度赤とお前は言つたんじゃないかといふことでありましたから、それは赤は赤だ、こゝろ言つただけの話であつて、あれは僕の方から言つたものではありません。速記録をお調べになればその点は

きりしてもらわないと、そゝういふ頭で今の総評を見て、今の総評の行方春闘を見るに私はおのずから影響するところが違ひから、もう少し理論的に体系をはつきりして労働組合の認識といふものを——とにかくあなたたは日本の労働行政の一番頂点に立つて行政運営をする責任者なんですよ。その責任者の頭がそゝういふ混亂したことでやられると、迷惑をこうむるのは日本の労働運動全体なんです。それが今回の春闘に對して労働大臣の発言権によつて政府の声明なんかが出ておると私は思ひますが、もう少しその点ををはつきりしていただきたいと思ひます。一体赤といふのはあなたたは共産党を指さしておると思ひます。そゝうすると、総評と共産党と同じだからおれは赤いのだと思ひ、こゝろいふようにわれわれは聞き取れるのです。どことが一緒かといふことです。

わかりません。けれども、私は今御指摘になりましたように、総評が発生したのは、二・一ゼネスト当時におけるあつた共産党の指導では日本の労働運動は健全な発達をしないという意味において総評が生れたことは当然であります。でありますから、共産党との共闘はしないとしておつたものを、そんならばなぜ今度は共産党との共闘をするということになつたかということなんです。でありますから、私はやはり従来と同じように、共産党の指導者と一緒によつたことが悪かつた、これは日本の労働運動の健全なる発達にはならなかつたということでは総評が生まれたのであるならば、やはり共産党と共闘はしないというところをそのまゝにやつていつていただく方がよいと思つておつたのです。けれども私は、赤とおつしやつたものだから、赤は赤だと言つただけであつて、その語源の出発は予算委員会から出てきているわけなんです。

○山花委員 予算委員会でそういう議論があつたかどうか——責任を何か予算委員会の議論になすりつけるようなことを労働大臣は言つておられる。私は大へん卑怯だと思つておられる。予算委員会でもう議論があつたが、それは何も今ここで弁明の具に供する必要はないと私は思ふ。しばしば言つておられますように、総評の成立過程は、共産党の労働組合の指導を排除するといふ意味で総評ができた、これは私は大臣と同じ見解を持っておられるのです。ところが、今までは共産党と共闘しないと言つていたのが、今度は場合によればあえて共闘するといふように運動方針が變つたから、その一部がいわゆる赤になつたと、こう大臣は言つておられるのです。しかし総評の立場は、たとえば米の値上げ反対、国鉄運賃値上げ反対、こういうことをもし自民党から自民党が決定すれば、自民党とも共同闘争を行います。そうすると総評は今度は白になつたとか何とかいふような表現が成り立つたかどうか。労働組合は労働組合の自主的判斷によつて、労働組合の考えと合致するあらゆる団体と共闘を行なつて、自分の意思を広報的に世論化するのには当りまゝの話じゃありませんか。どこにこれが赤として——あなたの赤といふのは、やはり共産党を指しておられると私は考へるのです。そうじゃないのですか、あなたの赤といふのは、ただ赤は赤だといふような表現ではわれわれは納得できません。

○山花委員 労働大臣は非常に重大な発言をされたと思つておられる。階級闘争は暴力革命に移行する一つの芽ばえである、こういう発言をされた。この発言について私はいろいろ意見がありますが、もう時間がございませぬので意見は申し上げませんが、われわれ社会党といつたしましても暴力革命を喜んでおりません。従つてそういうように移行するやうな態度のある原因はお互に民主主義を守るために排除していきなさいと考へる。ところが政府の今までやつておられた労働行政においては排除に力を尽したかどうかといふことが、私は問題の焦点になると思ふのです。公企労法の関係は仲裁委員会があるとか、あるいは調停委員会があるとかいふようなことを政府は言われております。現に今も労働大臣は言われておりますが、それならば仲裁委員会や調停委員会から出た結論を政府が尊重して行なつたかどうか、ここに大きな問題点があると私は思ふ。どうなんですか。従来政府はそれを行なつたか、そして階級闘争が激化するのを阻止する努力を払われたかどうかといふ点は。

○松浦国務大臣 今までのいろいろ経過をしてきておりますから、版を押したようにきばつといふかぬけれども、その方向にはいつていふかと思つておられる。今回も人事院の勧告はやはり政府はある程度尊重してのんでおります。一〇％とおつしやるけれども、人事院の勧告は六〇％なんです。その六〇％にいつていふのです。今度もまた公企労に對しまして仲裁裁定がきまりました。やはりこれも、財政経済の關係がありますから、きばつとその通りにいかぬかしらぬが、その方向に向つて尊重してきめたいといふことは私は約束していいと思つておられる。私はそれを約束します。

○山花委員 従来のは別といたしまして、今後は仲裁委員会あるいは調停委員会を労働大臣として責任を持つて尊重してやる意思だ、こゝろは聞き取りました。今度の問題につきましては、関係各省の所管大臣と労働大臣とは私はしばしば連絡をされて、いろいろ対策を立てておられると思つておりますが、郵政省の關係で特別指令が役所の方から出ております。これは郵政大臣に聞けば一番いいと思つておりますが、やはり各省間における關係は労働行政の一環として労働大臣の方でまとめられておられると思ふ。こゝろ項目がその指令に出てくるのです。たとえば休暇をとつてゐる。その休暇をやめて就労するよう勧告してがえんじない場合には実力行使に出るべしといふ通牒が出てくるのです。この実力行使といふのはどういふ意味のものでありましょうか。

○松浦国務大臣 この閣府府令をやる前に懇談会をやりましたが、懇談会の前には各次官が集まりましたが、私がその議長になつていろいろな点を相談いたしました。その結果閣議において各大臣に、公企労に關係する方々、官公労に關係する方々みなありますから、それぞれに願ひましたことは、違法行為があつたらば処分すべきであるといふことをはっきり基本的なきめをしました。それが声明として発表せられております。そこで実力行使といふ言葉をお使ひになつたのか、処断といふ言葉をお使ひになつたのか、それはわかりませ

○山花委員 時間もございませぬので、私は最後に一言だけ労働大臣に要望しておきたいと思つておられます。私が私なりにこの文章を解しますと、この実力行使といふのは、やはり権力で弾圧するといふことを意味してゐると思つておられます。今度の春闘に際しましては、社会のあらゆる情勢をも政府は検討されておられると思ひます

し、ただいま労働大臣の御発言の中に、仲裁委員会やあるいは調停委員会の結論は、もう政府としては十分尊重して階級闘争に進まないように、話し合いの場で民主的に解決をする決心を持っておられる、こう労働大臣は言い切っておられるのであります。私はその信念を中心に労働行政をやつていただきたい。いたずらに権力を発動して労働紛争がおさまるとお考えになるような、そういう権力主義の考え方は、今の労働大臣の最後の御発言ではないと考へておりますが、やむを得ずと、同僚閣僚の間においては、やはり事を、権力ですべてがおさまるといふふうにお考えになっておられる方も私はあるやに聞いておるのであります。それが自然に威圧を加えるような政府声明なり、あるいは労働大臣はそういう意図でなくとも、四組合の委員長をお招きになつて、そこで労働大臣が話し合いをするつもりでおられても、一般的に受ける感じは、政府は今度のこの問題にいたずらに介入するといふやうな感じをやはり多くの労働団体に私は与えていると思ふのです。これは労働行政としては拙の拙なるやり方だと思ふのであります。労働省にはこういう問題について非常に経験の深い次官、局長連中もたくさんおいでになると思ひますので、よく相談をなさつて、さういふ不祥事態の起きないように春闘を上手に民主的に解決できるように労働大臣の行政的手腕をこの際につばに發揮していただきたいといふことをお願いいたします、いたずらなる弾圧で問題が解決するといふやうな従来の考え方がもし労働大臣の心の中にその片鱗でもありましたならば、それは一

つ拭拭していただきたいといふことを望みまして私の質問を終わりたいと思ふのであります。

○松浦国務大臣 山花さんから今回の問題解決に対する指針をお与えいただきまして非常に感激いたしてあります。私は自分のことを申し上げて恐縮であります。昨晩も一昨晩も、方々で交渉しております。ニュースをとるために、けさ六時まで起きておりました。いろいろなニュースをとつております。しかし十一日以後のスケジュールを行わずには済まない情勢であります。特に私鉄の問題については、子供が試験が受けられないようなことになりまして非常に心配いたしてあります。これについてもそれぞれ経営者にも会い、いろいろいたしてあります。が、今なお解決いたしません。国鉄の問題に対しましては、今までの私がキャッチした内容では、私どもの努力が足りないものであります。十一日の日は一応あのスケジュールが行われるであらう、こう思ふのです。そうすると、輸送上にも非常な影響があらはれます。現在二百八十万トンくらいの滞貨があらはれます。一日おかしくなるならばこれは大へんなことになるのです。それで弾圧どころではなくて、心では折つてゐるのです。実は何とか解決したいと折つてゐるのです。しかし多数の者の中には私どもの気持の通じない面もあるのです。私はこの間五島君に申し上げた、ほんとうは、マホメットのまねをするわけではありませんけれども、コランと剣を兼ね備えていくべきものである、それが行政だ、こういふふうに思ふのです。だから右に愛を持つとともに、左に剣を持つといふ

行き方よりほかにはないじゃないか、愛のみで解決がつかない、それは愛のみで解決がつく日本にしたい、けれども今はその愛のみで解決がつかないところになってゐるのではないかと、こういうふうにも考へるのではありませんか、その問題についてもこれは自主的にきめてもらいたいといふことを前提にいたしてあります。けれどもどうしてもそれがきまらぬ場合にはいろいろなことも考へなければならぬが、今はあくまでも自主的にきめてもらいたい、そして事をなすためには労働者に対して愛を持って臨みたい、また経営にも同様であります。どうしても違法な場合にはやむを得ないと思ふのであります。

○山花委員 私は最後に労働行政を民主的にやることを考へずにはやつてもらいたい、こう要望しておいたのです。ところが労働大臣は、何か剣だとか愛だとかいふやうな言葉を使つて、一方においてはやはり場合によれば弾圧はやむを得ないといふやうな意思表示に受け取られるのであります。

そこで重ねて申し上げたい。労働行政を誤りますと、大へんな不祥事になる。この不祥事は労働大臣の労働行政のやり方いかんによつて起るべき不祥事だと思ふ。私はこの不祥事が起きた場合には労働大臣は責任を持つ、また持ってもらいたい。そうならざるを得ないといふ一言だけを最後に申し上げて私の発言を終わりたいと思ひます。

○松浦国務大臣 今のお話は、私は事のなほに弾圧はいたしません。もとより違法があつて、法律を犯してやるといふ場合は、それはやっぱ法律によつて処置しなければならぬといふ

ことを申し上げております。それが私の今申し上げました一方に剣を持つといふことでございしますから、御了承願ひたいと思ひます。

○多賀谷委員 労働行政をあずかる大臣が剣だといふことを言われるのは、私は労働行政の本質をわきまえないものだと思ふのです。大衆国鉄の滞貨の問題でも、二百八十万トンというのは政府の政策が悪いからこういふことになつたのです。炭労の争議だつてストライキを持たないから炭が足りない。しかもふろ屋に炭がないといふが、ふろ屋の方はストライキをしておる炭は大手十八社がしておるの、その炭にいたしまして、これは常磐炭鉱その他の小さな炭鉱から来ておる炭です。それで石炭行政にしましてはわれわれが注意したので、私は十二月に通産政務次官に對して、とにかく五千三百万トン要ると言つた。火力炭だけで三五%の増だから、五千三百万トンどうしても要る、こう言つたら、いや、そんなには要りません。多賀谷委員のそれは計算間違ひでしょ、四千九百五十万トンから五千万トンあればいいんだ、こう言つた。その後また二カ月たたないうちに、五千三百万トン要つて、そうしてこういふ事態になつた。これは全く政府の政策の欠陥であつてみずからの責任を何か、剣を持つて労働者に転嫁するなんということは、もつてのほかだと思ひます。が、労働大臣の御所見を伺ひたい。

○松浦国務大臣 多賀谷君の剣の問題の論争であります。それは私は引例としてマホメットの例といふことを言つております。そのマホメットの例

のコランと剣といふのは、もうすであらゆる場合に翻訳済みでございすから、今あらためてあなたのような頭のいい方がそれを聞かなくてもおわかりだと思ふ。剣は何を意味しておるかといふことは、切る剣のことを言つておるのじゃない。コランと剣はマホメットの言葉に古いことでありますから、御存じだと思ひます。

○多賀谷委員 私は言葉じりをとらえて言つておるのじゃないのです。まだ今から争議をしようかといふやうなものに對して、呼び出して警告したことを言うこと自体に問題があると思ふ。石炭行政にしても政府の無定見がそういう状態になつておるのです。しかも政府の政策が悪いから、電気ばかり石炭を持つておるのです。

○松浦国務大臣 それはきよりやりましたことは、違法な行為をやろうといふスケジュールが出ておるものですか、それら違法な行為は一つやめてもらいたいといふことを申し上げたのであつて、これは当りまえのことをおやりになつて、労働基準法の中の許された範囲においてやつておることをやめろとは言わぬのです。

○中藤委員 大臣に一つ質問します。先ほどの山花委員の質問に對してあなたは重大なことを言われた。全部尋ねたのでは時間が足りない。さうですから、一つだけ申し上げます。労使問題について階級性のあることはいけないと言われたのですが、それはどういふことなのですか。重大にもほどがあります。もう一べんはつきりしておいていただきたい。

○松浦国務大臣 それは赤の論争の中でさういふ言葉が出たのですが、共産

八

てあなたの方は厚生保険特別会計というものをお出しになっている。その法律が二重な法律になっている。まず第一段階として出たものは、昭和三十一年度だけ十億を延べますという段階で出ている。ところが今度の国会になったら再び三十三年度へ延ばしますという。この同じ国会に内閣の意思は二つになって出てきているのです。ところが今の大蔵大臣の意思は、今度はさらにその上、それは三十三年度からやるかどうかともわかりません、様子を見てから考えます。これでは内閣の意思は三つある。それがほんとうかわからな

い。

○神田国務大臣 今の滝井委員のお尋ねでございますが、私が先般お答えしたことが大蔵大臣が今お答えしておることとは違つてないと思ひます。違つていとおつしやることは、おそらく手続をそのときにとる。その場合、とるかとはないかはそのときの事態で考えるというのを私はお答え申し上げたわけで、大蔵大臣がそのときに考えるというのと結局結論は同じことを申し上げておると思ひます。その時期が到来しないから、そのときにそういう処置をそのときの情勢に応じたのと、こゝろの意味で私もお答えしているし、大蔵大臣がお答えしているのもそういう答弁だと思ひます。

○滝井委員 法治国家の厚生大臣としてそんな答弁はありせんよ。国会に出る内閣の意思は、三十三年度から十億は出しますという意思しか出ていない。内閣は法律を出しているじゃないか。そんなばかな答弁はありせんよ。全然話にならない。見て

ごらん下さい。法律は三十三年度とちやんと出ている。

○森永政府委員 行きがかりのある問題でございますから、私からまずお答え申し上げたいと思ひます。

十億円ずつ入れることになっておりましたのを、三十一年、三十二年の二年は入れないことにして、三十三年の度以降にこれを送つておる。法律的には三十三年度以降に送つておるといふことであります。この三十一年、三十二年になぜ入れなかつたかというその気持と申しますか理由として、健康保険法の改正その他もございまして、健康保険の会計の状況がまだ安定をいたしてないこととございまして、三十一年、三十二年はこれを合せた。そして法律的な制度として三十一年、三十二年を見合せただけだといふこととございまして、三十三年度以降は入れるという問題になっておりますが、三十三年度以降にまた健康保険の状況が改善されて自力で返せる状態が起るかどうかという将来の問題はあるわけでございまして、将来の法律には三十三年度以降は入れるということに相なつておるわけでござい

ます。

○滝井委員 それは森永さん違ひますよ。いいですか、厚生保険特別会計法ができて、あの法律を制定するとき、毎年十億ずつ入れることについては、毎年必ず十億入れるかという念を押ししている。ところが当時の正示君、保険局長の久下さんから、間違ひございせん、必ず十億ずつは入れませんといふ言葉をもらつておる。わざわざ大蔵委員会がわが党の横路君をしてやらしておる。そうしてそれをはつきり明

言しておる。ところが明言しておるにもかかわらず、二年間休んでおる。二年間休んで、今のあなたの御答弁の通りに、今度は三年目の三十三年になつても健康保険の財政を見なければならぬというなら、厚生当局の答弁と全く違ひ。今までの厚生当局の答弁はわれをベテンにかけたことになる。大へんですよ。

○森永政府委員 当初六十億の赤字をどうするか、それは毎年十億ずつ入れるといふことで法律を出したわけとございまして、まさにその法律の通り十億ずつ入れるといふことであつたわけでございまして。しかるにその後さらに健康の財政内容が悪化したしまして、この過去の赤字を解決するだけでは健康の根本的な建て直しはできません。そこでたゞいまお願いいたしておりますような根本的な改善案を盛り込んだ案が出ますと同時に、過去の赤字ではなくして、当年度の赤字を埋める一助といたしまして、三十億円を入れる必要が起り、それを規定した法律案を本年度お出ししたわけでござい

ます。そのときに過去の十億をどうするかといふことがございまして。その点につきましまして、政府部内においていろいろ検討いたしました、財政上の都合もございまして、またこの健康保険の改正がいかなる影響を及ぼすか、これにつきましましては多少実施の状況等も見定める必要があるといふことで、とりあへず三十一と引き続いて三十二年はこの十億を入れるといふことを延期していただく法案をお出ししたといふわけでござい

ます。

そこで三十三年度以降はどうするかといふことでございしますが、現在の法

律のもとにおきましては、もちろん十億ずつ毎年あと五年間ですか、六年間ですか、入れるという建前になつておるわけでござい

ます。先ほど私が健康の財政状態が云々といふことを申し上げましたのは、これはこの法律の規定よりもむしろ優先するものではござい

ませんし、現行法のままでござい

れば、もちろん来年度以降十億円ずつ入れなくちやならぬ性質のものでござい

ます。ただいかに健康の財政状態が移り変つても法律は法律として十億円ずつ入れるかどうかといふことになつて

参りますれば、これはまたそのときの事情もあるわけでござい

ますが、法律的な制度としても、また私どもの意向

としても、この十億ずつを今から入れないといふことを申し上げるつもりは

ござい

ません。法律の規定に従つて、現行法のままで参りますれば、十億円ずつ入れなくちやならぬ制度、建前になつておるわけでござい

○滝井委員 参る言つておりますが、今までの発言とは全然違ひます。厚生当局は大臣以下保険局長も必ず三十三年度から十億ずつ入れるといふことを言明している。それからあなたのこと、今のあなたなり村上さんの答弁は今のそれと同じようなことを最近になつて言ひ始めた。十億円はそれと

の情勢を見て判断すると言ひ。この法律を作るときに、入れることを得と書いてあるのはいかにから、入れなければならぬといふように書かなければいかぬと言つたら、正示君は、そ

うなつておるけれども、必ずこれは入れます、こゝろのことなんですよ。そういう言明まで得ているものを、今になる

と百八十度転回しているの。

それならば大蔵大臣にお尋ねします

が、健康保険財政が黒字になつても、三十億入れますか。

○池田国務大臣 これは健康保険の状況とその後

の見通しを見てきめなければいけません。黒字の原因が、三十億

円で黒字になつておるからいはい三十億円を下積みにして、そうして健康保

険が標準報酬その他の理由によりまして黒字になつた場合、いろいろな点が

ござい

ますので、三十億をどうするとい

う問題は、その黒字になつた原因を

考究してから判断すべきものであると

考え

ます。

○滝井委員 これも違つて参りました。黒字であつてもこの補助金とい

うものは恒久的に入れるものである、すなわち負担と同じであるといふこと

を、この委員会で厚生大臣以下再三にわたつて言明している。これも違つて

きた。これは重大ですよ。だから私が

こゝろの問題になるから、午前中に、予算が通らない前にやつてくれと言つ

たのはそこなんです。社会党の食ひ逃げじゃない、大蔵当局の食ひ逃げです

よ。これは前の一萬田大蔵大臣も黒字になつても必ず出しますといふ言明を

している。大臣がかわつたら、それは

黒字の原因を探究して出すか出さない

かきめるといふことならば、われわれ

全くベテンにかかつてきて

○池田国務大臣 三十億円というもので

将来十分であると言へるかどうかわ

かりません。あるいは四十億、五十億

入れなければならぬかもわかりませ

ん。ただ建前といましては健康保険を補助するという建前になっておりますから、私は将来の社会保険、特に医療保障につきましては非常に重点的に考えておりますので、将来においても入れる気持でございますが、何も三十億円にきぎづけられておるものとは私は考えておりません。

○滝井委員 私は今一応去年もことし三十億だから三十億ということを言ったのであつて、問題は、健康保険が黒字になって国は恒久的に補助金を出していくということを言明している。なぜ私はそういう質問をしたかという、七十条ノ三をごらんになると二つの書き方になっております。まず七十条の事務費の方は負担をすると言明してある。ところが今度の方の補助金というものは補助するとなつておる。だから負担金なら、負担するのは義務です。補助するということは、財政当局が出しても出さなくてもいいものになるのですよ、条文の書き方が。従つて私は毎年恒久的に補助するならば、負担すると言ふべきではないかと主張しましたが、いや事務費を負担すると言明しておつても、こちらの方の財政的なものはこれは補助すると言明しておつても、黒字になつても必ず恒久的に入れますというのを、前の小林厚生大臣以下代々の大臣がみんな言明している。川崎君も言明している。これが通つたら毎年やりますというところは三代にわたる厚生大臣が言明している。それを池田大蔵大臣になつたら一挙にひっくり返るのは、全く閣内不統一です。私は三十億と額は言いません。黒字になつても年々歳々恒久的に補助金というものは出すものであるという

言明を得てわれわれは今法案審議に當つておるが、今の大蔵大臣の答弁ではそういうことにならないですよ。

○池田国務大臣 ならないとおきめにならずに出すものだとお考え願ひたい。それは先ほど申し上げましたように黒字の原因等も考えなければならなりません。常に政府の重大方針として医療につきましましては熱意を持つておるのであります。御承知の通り健康保険につきましましては、多分昭和二十五年くらいから事務費を一部負担するようになつたと思ひます。しかし今では事務費は全額負担するようになった。政治の方向といつたしまして、今さら健康保険については何もしないのだというふうなことはもう言わずもがなで、そういうことはできるものじゃないと私は考へております。どちらかといへば、三十億を云々するよりも、将来は黒字が出たらまず標準報酬を下げるとか、あるいは医療費をどうするとか、あるいは医療の拡充強化をはかる方に向うべきである。今大蔵大臣として、こういうものは出さないのだというふうな時代錯誤の考へは持つておりません。

○滝井委員 大蔵大臣、この場になつて時間が惜しいですから、そう齒に衣を着せずに、黒字の原因を考へるとかなんとかいうことでなくて、——この前予算委員会でも最後に私はありがたうございましてと言つておりますが、やはりこの段階で少くとも政府管掌の健康保険については、その健全な発達をはかるために国は毎年少くとも相当の責任を持つていくのだという、これくらいな言明は、今のそのお気持があるならば言えるはずだと思ひますからね。これは岸大臣おられますから、今

お聞きの通りですがね、どうですか、一つ出せませんか。

○岸国務大臣 わが岸内閣の施政方針としまして、私も申し述べておるこの一つの大きな何としましては、この健康保険の健全な発展をはかり、国民皆保険に持つていかなければならぬという意味で、この医療保険の全体についての所信を考へております。従つて健康保険の健全な発達をはかるために、政府としては当然相当の程度において予算的にも考へなければならぬと考へるというところを、明確に申し上げ

ます。

○藤本委員長 滝井さん、ちょっとお語りしたいのですが、お約束の時間を厳守願ひます。

○滝井委員 一番大事なポイントでありますから、もうちょっと待つて下さい、今の岸総理大臣の言明を、深く敬意を表して了承いたしました。

次にもう一つ大蔵大臣に——これは私はおとしから大蔵当局に警告しておる問題ですが、この厚生保険特別会計の中の六十億の金はどこから借りてきたかということですが、

○池田国務大臣 先ほど資金運用部と答へたと思ひますが、資金運用部から借りますので、六分五厘程度の利子がつきますので、中間を国庫余剰金で泳いで、期末に資金運用部の方に切りかえておるという話でございます。従つて特別会計には金利負担はできませんけれども、負担をかけないような配慮をしておるのでございます。

○滝井委員 そうすると、この三十年度の資金運用部の実績が予算の説明書に出ております。これには厚生保険特別会計に運用部から六十億を貸した実

績は出ておりません。三十一年度もちろんで出ていない。三十一年度の当初には、予算の当初から、資金運用部に借りるという説明が出ておつた。私はそれが出ていないので注意をいたしました。ところが、三十一年度の運用計画の実施の見込みも見てみましたが、やつぱり出ていません。「国の予算」という、大蔵省が監修しておる本がありまが、これにも出ていない。私は、少くともこれは資金運用部の運用計画の中にはつきりしておかなければいかぬということ、再三にわたつて予算委員会でも注意をしておる。ところがやつぱりことしも出ていないのです。これは一体どういふことになるのですか。

○藤本委員長 その問題につきましては予算委員会でも、去年でございまして、御説明申し上げたことと思ひますが、ただいま大臣からの答へにもございまして、金に金利負担を軽減するために途中ではできるだけ国庫余剰金で泳ぎまして、期末の三月の末に度末を越えて国庫余剰金では泳げませんから、三月の末になりまして預金部から長期資金を借り入れて年度を越す。年度を越しました後におきましては、やはり金利負担を軽減する意味で国庫余剰金を借りまして預金部に返し、また年度末までいって同じ操作を繰り返す。さういふ、預金部としては普通の長期資金とは多少違つた形の資金運用に属するわけでございます。うな何年にもわたる財政投融資計画の中にいれるのはむしろおかしいんじゃないかというふことで、この財政

投融資計画の中からは除いてあります。ただしこれはもちろん長期資金でございまして、法律の規定するところに従ひまして、内閣に置いてございまして資金運用に関する審議会にかけまして、資金運用に関する御決議をいたした上で実行いたしておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

○滝井委員 今の六十億というのは二年間も繰り延べていく長期の借入金です。これは保険経済自身からいへばそういう処置をとつていただくことはありがたいことなんです。それがたいことではありますけれども、それが年度末になつて金を返してまたすぐ借りかえていくというところは、保険経済の長期の見通しからいへば、やはり困るというところがあるわけなんです。どうしてかという、今言つたようにそういう形をとるから十億入れることも繰り延べていく。そうすると保険経済というものはいつも赤字をしょつておる、重荷をしょつて坂を上つていくような状態になつてくるのです。これは借金がいづもぶら下つていくという形になる。ですから、これは堂々とこの中に、やはりびつと計画に乗せてもらつてやるべきだと私は思ひます。それが正常の財政の運営の仕方だと思ひます。

それから金利子は六分五厘だと言つたけれども、利子は三千万円しか計上してない。これは六分五厘では三千万円をこえるのです。これは六分六分とちやならぬ。今の答弁では六分六分というところだつた、今は六分五厘とちやつた。これは一体どういふことですか。

○高田(正)政府委員 私どもが利子として計上いたしておりますのは一カ年に三千万円でございます。しかし実際のあれとしましては年末に借りまして、できるだけ早く国庫余裕金を借りてすぐ返す、こういうふうな操作をいたしておりますので、実際に使用いたした利子は三千万円よりむしろ少くなる場合が相当予想されるわけであります。

○滝井委員 それはそういうことに一応了承しておきましょう。そうしますと、大体この健康保険法というものは一月一日実施の法律なんです。ところが現在もすでに三月になつてもまだ法律は通つておりません。従つて昭和三十一年度については、政府は財政の見込みとして、大体この法律は一月一日実施の見込みとして立て、われわれにくれた資料によれば、この法律が通ることによつて約三億二千万円、それから国の補助金が三十億入つてくる、こういうことなんですね。ところがこの法律はもはや年度内に通つても財政効果というものは三十億以外にはなくて、三億二、三千万円の穴があくという情勢ができて参りました。これが一つ。いま一つは、この法律がすぐ通つても、この法律を実施するためには最低一カ月かかるということが大体はつきりしてきた。そうしますと三月三十一日までにはこの法律が通つても、実際に国民生活を規制して動いていくためには五月一日でなくてはなりません。そうしますと、ここに一カ月約三億から五億の赤字が出る。一月から五月までの間に約六億から八億程度の赤字が出ることになるのです。一体

大蔵当局はその点をどう考えておるかということなんです。

○森永政府委員 一月一日からの施行を予定いたしまして財政効果を期待しておつたわけでございますが、すでに二カ月たちまして、その点では私どもの期待も破れたことはまことに残念に思つております。今後できるだけ早くこの法律を通していただきまして、一日も早くこの財政効果が期待できるやうにということをお願い申し上げます。

○滝井委員 これは早く通つても、今言つたやうにこの法律は少くとも準備のためには一カ月を要するので、実際に動くのは最短距離を行つても五月一日の実施になるというのです。これは事務的にはつきりしておるのです。そうしますと一体その約八億程度の赤字はもうすでに三十億入れば足りる、これもならぬ。五十四億の赤字が三十二年度において出る、三十一年度には三十六億の赤字が出る、こういうことはつきりしてゐる。これは法律が通つて三十六億出るのですから、そうしますとそこで赤字がふえるが、その場合には大蔵省としては、大蔵大臣が言われるやうに十億というものは健康保険の財政状態を見つて考える、こういう御意見もあつた、そうしますとこれは十億入れてもらわなければ三十億だけでは健康保険の健全化はできない、理論的にこういう結果になるわけなんです。だからそこでどう考えるかということなんです。

○森永政府委員 毎年十億ずつ埋める方の系統の話は、これはやはり過去の赤字をどう処理するかという計画の話でございます。ただいまのお話は

法律の施行がおくれたために、三十一年度ないしは三十二年度に政府が考へておつたよりも赤字がふえる、いや赤字でないことを期待しておつたのが赤字になる、それについてどう考えるかという問題になるわけでありまふ。その点は一一般会計と特別会計の原則から考えますと、赤字が出たからといって、それをすぐに一般会計で穴埋めをする、そういう建前のものではないことは、これは財政法上の原則として御承認いただけると存じます。しかし一方健康保険会計の健全化をどうするかという問題は、これは重大問題でございますので、赤字のままこれを放置するわけにも参らぬわけでございます。私どももいたしましては先ほどお話の十億の問題とは別個の問題として、この赤字をどう処理するかということにつきましては厚生省當局とも十分相談の上、至急検討いたさなければならぬ問題ではないかと存じます。その前にむろん赤字は極力少くなるやうにという意味での行政的な努力はできる限りのことはいたさなければならぬと存じます。その上でもなおかつ赤字が出たという場合には、その処置につきましては厚生省と十分相談をいたしまして、別途の対策を検討いたしたいと存じます。

○滝井委員 最後に、今の客観的な情勢はこの法律が年度内に必ずしも通るといふ確たる見通しというものは立たないのが現状だと思ひます。そうするとその場合に厚生保険特別会計も当然これは並行でなければならぬといふのが厚生省なり大蔵省なりの主張でございます。健康保険法と厚生保険特別会計は表裏一体のもので、すなわちビツ

チャーとキャッチチャーの役割を演ずるもので、この二つがなければだめだといふのが今まで主張されてきたところなのでございます。そうしますと両方が一ぺんに通らないといふような場合に問題になつてくるのは、どういふことが問題になつてくるかといふと、現在の厚生保険特別会計法というものが生きておるわけなんです。そうしますとこれは昭和三十一年度から十億ずつを入れることになつておるわけなんです。今度国会に出してある厚生保険特別会計法の改正案で三十一年度と三十二年度は十億入れることを延ばしておるわけですから、現在の十億入れるという法律が年度内においては生きることになるわけなんです。その場合に政府は今予算に計上しておる三十一年度の三十億の中から、その生きておる法律のために十億を使うことができるかできないかという点です。これは少しこまかいから大蔵大臣わからなければ主計局長でけつこうです。

○森永政府委員 私どももいたしましてはぜひ年度内にお通しいただきたいのですが、もし通らなかつた場合にどうなるかという仮定の場合の答えになるわけでございます。三十億はこれは健康保険事業の施行に要する経費の一部を補助する、いわば補助というところで、当年度の健康保険事業の一部の補助ということになつておるわけでございます。この十億の方を埋めるのは過去の借金になつておりますものの返済資金を埋める、そういう趣旨の金でございます。当然にこの三十億が十億より大きいわけですから金額的にはカバーできますけれども、性質までも含めて十億の方をカバーするか、その

点はちよつと疑問があるかと存じます。当然この三十億の中から十億の借金の繰り上げ償還、年賦償還のための金を予算として支出できるかどうか、その点につきましては、財政法、会計法の建前から申しましてちよつと疑問があるかと存じます。

○滝井委員 いいですか、まず第一に三十億と十億の入つていく袋が同じであるということなんです。一般会計から厚生保険特別会計に入っていくというのは、金は同じですよ。すなわち目が同じところに入っていくということなんです。目が同じなら、これは財政法上流用ができるということなんです。だから、そういうことで私は使えらるやうに思ふのです。ところが今あなた疑問があるとおっしゃる。そうしますと、疑問があつて使えないとするならば、現在生きておる法律というものをなぜ実施しないかということなんです。これは改正案が通らない限りは生きておるわけなんです。だからこれは、財政当局がその計上を怠つたということになる。

○森永政府委員 法律は生きておりますが、それは三十億入れることに別の法律で改正案を出したいたしました機会に、その十億の方を殺していただく法律案を政府は現に出しておるわけでございます。その間のことは何ら矛盾がないのじやないかと思ひます。

○滝井委員 だから、その出しておる法律案が現実にペンディングで通つていないのです。通つていないのに、昭和三十三年三月三十一日は目録に迫つておる。そうすると、四月一日になつたら、これは当然今生きておる法律によつて、十億は何らかの処置をせざるを得ないことになる。処置をなさらず

にはつておけば、これは法治国家として国会の意思、国民の意思というものを無視することになるわけだ。

○藤永政府委員 一般会計と特別会計の關係は財政法にも、特別会計を設ける場合には法律によって設けなければならぬということになっておりまして、みだりに一般会計と特別会計の關係を混淆してはならぬ。そのために、特別会計に一般会計からあらゆる意味でいろいろな種類の繰入金を入れた場合には、そのつど法律案が要るわけでございます。また法律案だけでは繰り入れられないわけでございます。まして、必ずそれとやらはらの予算があり、この両方で繰り入れをいたしておるわけでございます。そこで今度も、三十億の法律案と三十億の予算と、これがうらはらになっておるわけでございます。そうして一方、十億の方を殺す法律案を出しておるわけでございますが、それが殺せない、しかも一方予算の方はないということになりますと、法律と予算とがうらはらでなくては入れられないという会計法の趣旨から申しまして、ちよつとおかしいことになるわけでございます。会計法、財政法の趣旨から申しますと、私は十億もちよつと入れられないのじゃないかという感じがいたします。そういうこともございまして、私もどもいたしましては、予算はもうすでに通つておるわけでございますから、予算と法律がうらはらになりますように、どうぞぜひ年度内にこの法律をとおしたいでございます。お願いしているわけでございます。

○津井委員 これをやめますが、もう少しわれわれの納得のいくように一つ

研究をして、いずれ機会をあらためて御答弁をお願いすることとして、私はこれで終ります。

○藤本委員長 八木一男君。

○八木(一男)委員 岸内閣総理大臣に御質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、先般の国会におきまして同僚の受田新吉君の質問がございました。その質問の内容は、総理大臣にとつては耳の痛い内容でございます。そこで重ねて申しませんけれども、戦時中のいろいろな間違いにつきまして十分反省をしてやうていきたいというお答えであつたと思つてございまして、その戦時中の問題は、軍部がいろいろの間違いの原動力であつたことは間違いないと思つてございまして、それに呼応して協力した官僚組織の間違いもあつたことは疑いのない事実でございます。先般の国会で御答弁になつた趣旨において、そういうようなことを今後の日本の行政上に残さないという御努力をかたく心に誓つておられるのだからと思つてございまして、それにつきまして……

○岸内閣総理大臣 つとに本会議及び予算委員会等におきましてもその問題に關して私の信念を申し述べておりますが、私は當時のことを考えましていろいろな意味において深く反省をいたしまして——あれがああいう事態になりましたことの問題については必ずしも原因は一つではないと思つております。軍部の問題もありまして、あるいは御指摘の官僚制度の問題もありまして、あるいはいろいろ世論指導の問題もありまして、あるいは国際情勢の問題もあつたと思つております。いろいろな問題が関連しておると思つて、いずれにいたしましても私は深く反省いたしました。これらの事態を再び繰り返さないようにするために民主政治を完成することであり、私も祖国再建のために民主政治家としてそういう過去の誤りを再びしないような覚悟を持つておられますとともに、政治もそういうことを繰り返さないようにあらゆる面において考えていきたい、かように考えております。

○八木(一男)委員 今の総理の御決心をその通り実行されるかわれわれは十分に注視していかねばならないわけでございますが、その意味で、たとえば各省の非常の実権を持つておる公務員の人々が、現在この国会で制定された法律を自分の考え方、曲解して持つていこうとしたりするやうなときには、今の総理大臣のお考えで——これはお考えはそうじゃなくたって法律の趣旨で、これを断じて取り締つていかねばなりません。また世論を無視して一方的な判断でそれがいいということをいろいろと貫こうとする、そういう運動を公務員がしようとする、そういうことについては規制をしていかれるお考えがあるかどうか、はつきりとお答え願ひしたいと思います。

○岸内閣総理大臣 一般公務員の職務につきまして、法治国家として法律を正當に解釈し正當に施行することは、これは当然の義務でございます。従つて一方的な解釈であるとか不当な施行ということは、政治の責任を持つております。内閣総理大臣としてはそういう事態を生じないように、一切の責任をとつてそれを徹底するようにしたいと思います。

○八木(一男)委員 法律問題についてはそのお答えで満足でございますが、法律問題以外でも一般の行政で、多くの広い範囲の国民階層の世論と反対の意見と——それはいろいろ解釈はございまして、ほんとうに世論と反対の意見、それと違つた方向を無理やりにいふような關係、いろいろな勢力を利用して押し通そうというやうなことを公務員諸君がやりました場合には、これは民主政治の立場から——もちろんそういうことは政党政治だからやらないはずなんですけれども、そういうことを事實上やろうとした場合には、これは内閣総理大臣として、また今の多数党の總裁として、そういうことを断固として押えるという御決心があるかどうか。

○岸内閣総理大臣 民主政治は言ひまでもなく世論の政治でありまして、国民世論の動向というものを對しては常にこれを謙虚な気持ちで受け入れていくということではなければ、民主政治は発展しないと思つております。政党内閣は当然に存在して、また公務員は当然に存在して、また民主政治、政党政治下におきまして政党内閣がいろいろ世論を重視して政治を行なつていくという趣旨から申しまして、公務員もまたこの世論に謙虚な何でもつて従つていくことは当然であると思つて存じます。

○八木(一男)委員 総理大臣にこれから健康保険の實際の問題をお伺ひしたいと思つてございまして、総理大臣は、政府提出の現在の健康保険法の改正案の内容とかその背景とかいろいろの狀態について、こまかい詳しい御知識は、聡明な総理大臣でございます。けれどもあまりおありにならないと思つてございまして、それについて全部精通しておられるという御返答があればけっこうでございますけれども、それについてどうでございますか。

○岸内閣総理大臣 もちろん改正案の趣旨であるとか、あるいはわれわれがなぜこれを改正したいと考えておるかというやうな点につきましては十分承知いたしておりますけれども、その内容の技術的な關係あるいは法律關係等につきましては、今御指摘のやうに私自身がこれに精通しておるという自信は実は持つておりません。

○八木(一男)委員 そこでお伺ひしたいのでございますが、実はこの健康保険法の改正案、われわれの言ふ改正案の内容はほんとうにとんでもないものなものである。時間がないから申しませんが、ほんとうにとんでもないものである。それをとんでもないもののように言つておるのは厚生省のそこにおける保険局長、保険局長に総理大臣外振り回されておる状態にあるとわれわれは考えている。それでないか怒る人がいるかもしれないが、そういう状態なのである。世論が御承知の通り、たとえば医師の団体、歯科医師の団体、労働組合、被保険者の団体あるいは患者の団体が非常な大運動をしてこれに反対をしている。またその個々の当事者が血を吐くやうな思いで——私は総理大臣と申したこともございまして、この改悪をしてもらわれないで下さいというのを陳情しておられることは、総理大臣も御承知の通りであります。一緒に立ち会つたことがございまして、そういう世論の背景におきまして、総理大臣は内容をこまかく御存じない、その御存じないのに乗じて、そこにいる厚生省の保険局長の連中が、こ

これは断じていいのだというように振り回している。今の日本の政治は政党政治であるべきなんです。ところが実質上まだ官僚政治の方が強い、それを直さなければ日本の政治は立ち直らない、日本の将来は直らないのです。ところがこの一件で今振り回されている自民党は二百九十九名の大政党になって、御存じの政党の状態でも右顧左眄する必要もない状態にある。そのときにその大自民党が厚生省の幹部の一部の官僚に振り回されている、そういうことではない。総理大臣はこまかく御存じない、これは正直で、御存じなくとも仕方がないと思います。御存じなかった方がいけれども、だけれどもこれだけ世論が問題化したら、その世論の中身を分析して、厚生省の考え方の原案がいかにのじやないかというふうに総理大臣は考えていただきたい。そこで既定方針で厚生省が出したから、政府が閣議できめたから、だからこれを何でも多数で押し通すというふうな面子にとらわれた間違った政治ではなしに、自民党が間違つたものであつたならばいささく変えて、国民の要望にこたえるのだという大政綱としての、また岸内閣のりっぱな民主政治としての立場を示していただきたい。ところが現在幾らしゃべつてもだめだ、厚生省ががんばつていけません。それよりも頭はよくても、研究はすぐれていても、その問題に対する技術的な知識が劣る人が議員の大部分でございすから、彼らががんばつちやうと、いけないかしらんというところで牽制される、総理大臣自身がそうであらうかと思うのです。ですからこの段階において総理大臣が断固としてこの

問題を考えられて、その反対の世論を分析されて、大乗的な見地からこの改善案を撤回する気持を固めていただきたいと思ふのです。その問題について総理大臣の明確なる御答弁を願ひたい。

問題を考へていただきたいのです。攻撃のためじゃないのです。これは国民のためなんです。今度の一部負担案で来年一年間の財政効果は平年度において十二億なんです。十二億の問題で大ぜいの患者、大ぜいの被保険者がほんとうに悲願な状態になる。二千億も財政余裕があつて、予算は今衆議院は通つたかもしないけれども、やろうと思へば、やり方で幾らでもできるのです。岸総理大臣がやろうと決意してそれをできないはずはない。だからそのくらの問題で国民を苦しめたり、世の中を騒がせるようなことをしないで、態度で、内閣総理大臣としての主体性でがんばつていただきたいと考へる。その点について、一つ御答弁を願ひたい。

○岸国務大臣 この健康保険法の改正の問題は、御承知の通り過去数回の国会におきましても審議せられまして今日に至つておりますのでございす。私の属しております自由民主党におきましても、この問題を取り上げて長い間研究をいたしております。世論の動向、医師その他の意見も十分にこれを取り入れて、そして自民党としての考え方をきめております。決して厚生省の官僚の一部が立てた案をうのみにしたしておるというわけではございませぬ。私は今日までこれを扱つてきておるのなにとしましては、十分に世論の動向につきましても考へて、そして政党政治の本義に基いて、政党の研究によるところの結論を出して審議に臨んでおると私は信じております。今この案にはいろいろな批評はあります。またいろいろな立場から批評し意見を立てれば私はこれもあると思ひますが、われわれが念願しておるところは、わが党といたしましてはすでに公約しているように、健康管理の問題については将来国民皆保険を目ざしてこれを考へていくという基本方針をきめておりました。その大きな支柱である健康保険の内容、実質を健全ならしめるといふことがその考へ方の基礎をなしておるわけなんです。その立場に立つて、あるいは先ほど来お話のある国庫からのこれに対する交付金の問題も考

えなければならぬ、あるいは一部患者の負担の増額ということもやむを得ないのじやないかという点もあつて、これは十分各般の事情をしんじやくして、世論の動向も察して、党として十分な研究の上に立つて私は結論を出しておるのであります。政府において厚生省の一部の専門家の意見だけに動かされておるものではない、かように考へております。

○八木(一男)委員 簡単にお答え願ひたいのですが……

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

題を考へていただきたいのです。攻撃のためじゃないのです。これは国民のためなんです。今度の一部負担案で来年一年間の財政効果は平年度において十二億なんです。十二億の問題で大ぜいの患者、大ぜいの被保険者がほんとうに悲願な状態になる。二千億も財政余裕があつて、予算は今衆議院は通つたかもしないけれども、やろうと思へば、やり方で幾らでもできるのです。岸総理大臣がやろうと決意してそれをできないはずはない。だからそのくらの問題で国民を苦しめたり、世の中を騒がせるようなことをしないで、態度で、内閣総理大臣としての主体性でがんばつていただきたいと考へる。その点について、一つ御答弁を願ひたい。

○八木(一男)委員 簡単にお答え願ひたいのですが……

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

題を考へていただきたいのです。攻撃のためじゃないのです。これは国民のためなんです。今度の一部負担案で来年一年間の財政効果は平年度において十二億なんです。十二億の問題で大ぜいの患者、大ぜいの被保険者がほんとうに悲願な状態になる。二千億も財政余裕があつて、予算は今衆議院は通つたかもしないけれども、やろうと思へば、やり方で幾らでもできるのです。岸総理大臣がやろうと決意してそれをできないはずはない。だからそのくらの問題で国民を苦しめたり、世の中を騒がせるようなことをしないで、態度で、内閣総理大臣としての主体性でがんばつていただきたいと考へる。その点について、一つ御答弁を願ひたい。

○岸国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、われわれは政府の責任者といつたしまして、国民の医療保険の問題については非常な関心を持つており、その内容を健全、充実にしていくことをわが党の重要な政策と考へております。もちろんそのやり方につきましては専門的な見地から、いろいろな検討をすべきものであらうと思ひます。また過去においての赤字が本年度において相当程度減額されておる、また今お話のような数字であるということでありまして、その原因がどういふところにあるか、あるいは将来の見通しがどうなるかという点もあつて、これを考へて、そして健全な健康保険制度といふものを構築するといふことが必要なのであります。従来からお医者さん時代の経験をもつておる方、あるいはその方面の意見を持つておる方、あるいは

○八木(一男)委員 相当というのはいくらと思ひますか。

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

題を考へていただきたいのです。攻撃のためじゃないのです。これは国民のためなんです。今度の一部負担案で来年一年間の財政効果は平年度において十二億なんです。十二億の問題で大ぜいの患者、大ぜいの被保険者がほんとうに悲願な状態になる。二千億も財政余裕があつて、予算は今衆議院は通つたかもしないけれども、やろうと思へば、やり方で幾らでもできるのです。岸総理大臣がやろうと決意してそれをできないはずはない。だからそのくらの問題で国民を苦しめたり、世の中を騒がせるようなことをしないで、態度で、内閣総理大臣としての主体性でがんばつていただきたいと考へる。その点について、一つ御答弁を願ひたい。

○八木(一男)委員 わかりませんか、総理大臣御存じなくとも仕方がありませんが、その相当といふことで、非常にさういふところが間違ひがあるのです。去年健康保険改正案を保守党の方が出されて、そこで非常に赤字があるからしょうがないというので、いろいろ説明された。ところが去年よりこ

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

題を考へていただきたいのです。攻撃のためじゃないのです。これは国民のためなんです。今度の一部負担案で来年一年間の財政効果は平年度において十二億なんです。十二億の問題で大ぜいの患者、大ぜいの被保険者がほんとうに悲願な状態になる。二千億も財政余裕があつて、予算は今衆議院は通つたかもしないけれども、やろうと思へば、やり方で幾らでもできるのです。岸総理大臣がやろうと決意してそれをできないはずはない。だからそのくらの問題で国民を苦しめたり、世の中を騒がせるようなことをしないで、態度で、内閣総理大臣としての主体性でがんばつていただきたいと考へる。その点について、一つ御答弁を願ひたい。

○八木(一男)委員 わかりませんか、総理大臣御存じなくとも仕方がありませんが、その相当といふことで、非常にさういふところが間違ひがあるのです。去年健康保険改正案を保守党の方が出されて、そこで非常に赤字があるからしょうがないというので、いろいろ説明された。ところが去年よりこ

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

としは、現在すでに三十六億が推定されておまして三十一億円減つていゝる。去年のいろいろな赤字だからしょうがないから、一部負担とかいふいろいろなものをこゝろ変へなければいけないのだと言われたことが大体それに見合つてゐるのです。その見合つてゐる去年よりも健康保険を悪くして、医療担当者や被保険者をきつと締めてやろうというお考えを持つておられないのなら、去年と同じ状態で、たとえば一部負担とかほかのものを全部やめることができればいいと思ふのです。それを総理大臣はおそれないと思ふのです。それをきいて、それをしないう方が国民のためにもいいし、われわれも苦勞しないし、自民党も希望が増すのです。それをあの人たちができないとがちやがちや言つてゐるのです。それを御存じないかと今聞いたのです。御存じないのですから、去年と事情が變つてそういう改悪案を出さなくてもいいのだからという状態になつておる、去年の三十億とそのほかのもので、去年は六十何億のものがあつたので、去年は六十何億のものをはずしてもしなければならない。それを総理大臣は御存じなかつた。なくてもいいのです。申し上げたのですから、これからそういう状態に立つて、与党もりっぱに審議をされたのでございませうけれども、そういう状態にあるから、もう一回考え直さうじやないかと与党の方に言われる、厚生省には、そういうことを正確に報告しないといけないじやないかというので、しっかりつけられるというよりな態度でこの問

題を考へていただきたいのです。攻撃のためじゃないのです。これは国民のためなんです。今度の一部負担案で来年一年間の財政効果は平年度において十二億なんです。十二億の問題で大ぜいの患者、大ぜいの被保険者がほんとうに悲願な状態になる。二千億も財政余裕があつて、予算は今衆議院は通つたかもしないけれども、やろうと思へば、やり方で幾らでもできるのです。岸総理大臣がやろうと決意してそれをできないはずはない。だからそのくらの問題で国民を苦しめたり、世の中を騒がせるようなことをしないで、態度で、内閣総理大臣としての主体性でがんばつていただきたいと考へる。その点について、一つ御答弁を願ひたい。

うことは今総理大臣が言われた通りなんだ。してしまつたことはしょうがないから間違ひましたと答へなさい。そうしてわれわれも総理大臣にお願いして撤回すると言ひなさい。そうでなければいけない。そういうことをすりかえるのは明らかに法律違反なんだ。それでそういうふうにとにかく懇談を請ふ間と言われたようなそういうことですから、「政府も法律も違ひ」「内閣が違ひ」大臣が違ひ」と呼びその他発言する者あり）そういうことなんです。ですから総理大臣、社会保障制度審議会に諮問しなかつたのは総理大臣の責任

です。それからもう一つの方は厚生大臣の方の重大責任です。ですから即時責任をとられるつもりならば、ほんとうに法律を一つでも間違えたら責任をとるというなら、すぐおやめになるのがほんとうです。おやめになることがあまり重大であれば、即時今これを撤回するということを明言しなさい。即時撤回して諮問し直して出し直しなさい。

○神田国務大臣 私からお答えいたします。この法案はなるほど形式的にはお話のように社会保障制度審議会の諮問はしないことは事実であります。しかし鳩山内閣の際諮問をして、そうして国会に提案した、それが流れて、流れたあとを受けて、大綱はもういじっておらない。ある部分だけ修正してやった。だから、これは大綱を諮問するということならば、個々の問題は、大綱は変っておらぬということが一つ。それから内閣が変わったという問題は、石橋内閣は鳩山内閣のあとを受けて、その石橋内閣のあとを岸内閣が受けておるのですから、これは自

民党としても、継続性を持つていたい
いう意味で私どもはこの案を御審議願
う、こういうことにきめておるわけ
です。

○八木（一男）委員　実にけしからぬ話で、間違ったと認められて撤回すれば問題はいいですよ。総理大臣はまだ御答弁されていないからいい。厚生大臣は間違っているのに強弁されて、それでいいのだ。法律を厚生大臣は無視す

ることを平気で言うようなことはいかぬです。間違つたら間違つたと言つて撤回して、詰問してやり直しても間に合います。総理大臣はそういうばかなことは答えておられない。厚生大臣は聞かぬのですか。

○神田国務大臣 決して八木委員の言われるような強弁をしておるわけではございません。淡々として私は答えておるのです。それは見解の相違だろうと思います。

「法制局長官を呼んで聞け」「内閣も逸つてゐるじゃないか」「休憩しろ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○藤本委員長　八木委員、質問を御統行願います。

○八木（一男）委員 これは内閣の重大責任です。内閣の命とかえつこなさるのでしたらいいます。総辞職していただけるのでしたらかまいません。

○藤本委員長 八木君に申し上げます。

○八木（一男）委員 法制局長官を呼んで下さい。

○藤本委員長 御静粛に願います。八

木君、今、總理大臣に対する御質疑、
答弁は後に保留いたしましたして、後にお

答へすることにして、ただいまから質問を御続行願います。——その問題以外の質問を願います。(休憩中だ)「再開しろ」と呼び、その他発言する者多

し）開会中です。休憩しております。——高田保険局長。（「だれも局長に答弁を要求していない、大臣に質問しておる」「法制局長官を呼べ」と呼び、その他発言する者多し）今連絡しております。

○高田(正)政府委員　お答えをいたしたいと思います。結論は法律違反ではございません。法律案を提案いたしました際に諮問せよと書いてありますれば、これは法律違反になるかもしれませんが、これは法律は立法の大綱について

て諮問しろ、こういふことが書いてあるわけでございます。ところが今回の事案におきましては、二十四国会に提案をいたします前に諮問をいたしております。しかも第二十五国会に提案をいたします際には、二十四国会に諮問

をいたしましたものと内容はほとんど同じであります。(「違う」と呼ぶ者あり)ただ一点変つておるところがあります。しかしその点につきましては、さきに諸問をいたしました際に、三つの案を諸問をいたしております。そう

して答申もその三つの案についていろいろ御論議の上で御答申をいただいております。考え方としては三つあるが、そのうちの一つに変わったというだけあります。従って今回提案いたしておられますような一部負担のやり方につきま

しても、すでに詰問をいたし、答申を得ておるものと私どもは考えておるわけであります。結論をいたしまして違法ではないと存じます。(「違法だ」と呼ぶ者あり)

○藤本委員長 巨君。
○巨委員 ただいまの改正案の問題でございしますが、本案を提出する際にわが党といたしましては、委員長は当時

談の結果、もしこの法案を二十五国会に出す場合、この法案を社会保険審議会に再び答申を求めなければならないということであるならば、時間的に大

大きな問題がある。そこで社会保険審議会あるいは中央社会保険医療協議会にその答申を新たに求めなくても出せるものであるかということについて、十分検討をしたはずであります。その検討の結果、法律案自体でなく、大綱に

ついでに問題であるが、それらのものはずでに社会保険審議会並びに中央社会保険医療協議会の答申を得たるもので変りがないから、内容について幾分の変化があつても、法律案自体について、これを審議会にかける必要がない、こ

ういふ結論を得て、党議として決定したものであつて、断じて間違つた処置をとつておらない、かように解釈すべきである。その党の立場においてはつきりしてもらいたい、こう思うのであります。

「自民党と政府とは違ふ」と呼び、その他発言する者多し」

○藤本委員長 御静粛に願います。今法制局長官の出席を要求しております。（休憩しろ）と呼び、その他発言する者あり）休憩いたしません。いた

しません。——八木君。

○八木（一男）委員　では法制局長官に質問いたします。社会保障制度審議会設置法第二条の第二項「内閣総理大臣及び関係各大臣は、社会保障に関する

企画、立法又は運営の大綱に關しては、あらかじめ、審議会の意見を求めなければならぬ。」という条項がございます。もう一つ、健康保険法第二十

四條の二におきましては「厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ニシテ、企鵝、立法又ハ実施ノ大綱ニ關スルモノハ予メ社会保險審議會ニ諮問スルモノトス」という条件がございます。ところが今回、この前

の臨時国会に提出になりました。今審議中の政府提出の健康保険法の一部改正案につきましては、諸閣が行われておらない。それで明らかに法律違反であるとわれわれは考えているわけでございますが、それについて法制局長

官としての御見解を承わりたいと思います。

○林(修)政府委員　ただいまの御質問の点につきましては、おそらく厚生省当局から御答弁もいたしましたことだと思いますけれども、私ども提案いたしました。

す際に検討いたしましたして、この健康保険法等の一部を改正する法律案につきましては、すでに実は昨年春でございまして、社会保険制度審議会あるいは社会保険審議会の方に諮問があったわけであります。先般の臨時国会に提

案いかしました案は、それと実質的には同一なのであります。その間事情の変更もないので諮問は必要でない、そういう考え方で、この際またあらためて諮問をしなくても法律違反ではない、さように考えておるわけでありま

す。

○八木(一男)委員 実質的にというより、なことを言わねばなりませんけれども、それについては大いに考へ方が、みんな違ふわけです。法律の解釈は正確にやら

ないと、とんでもないことになる。それを實質的にとりような言葉は、法律を守る立場にある法制局長官としては、そういう問題には耳をかしてはい

けない。厚生省が頼むからやってくれと言つても、耳をかしてはいけな
い。文字通りにやらなければならぬ。実質的にという言葉を使つたら、何でもできますよ。一般の国民に対しては、いろいろな法律違反をちよつとしても

営に対する大綱についてかけることになつております。従ひましてこの大綱につきましましては、すでに一回かけております。その後数年たつて、事情が変更したといふことがあれば私どもはまた別だと思ひますが、変更がないという事情のもとにおいては、もう一回諮問しなくても違法ではない、こういう考えのもとに成案を得まして、そういう手続をとつたのであります。

○滝井委員 閣下。あなたは今事情の変更と申しました。実は事情は変わつたのです。大へんな変り方をしました。それは鳩山内閣のときに小林厚生大臣が諮問をしたのです。当時これは赤字対策であつた。そして百億の赤字が累積しておつた。ところが現在は経済情勢もがらり變つて、赤字がなくなつてしまつた。三十六億になつてしまつた。しかも小林厚生大臣の提案理由と神田厚生大臣の提案理由と、全く違つた。事情は大いに變化しちやつた。違つてゐる。しかも当時においては赤字対策として、——うしろに当時諮問をした委員が来ております。赤字対策としてわれわれは諮問を受けた。今度は赤字対策ではない、健康保険の健全なる発達をはかるために出してゐる。全く違ふ。事情が違つてゐる。大體事情の違ふといふその變化の範圍といふものは、あなたはどつちの工合にものさしを当てますか。

○林(修)政府委員 これは私も知つてゐる範圍におきましては、昨年の初めの問題も、もちろん赤字対策だけではなかつたと思ひます。健康保険の健全なる運営といふことでこの法案は出ておると私は考へております。従ひましてその間、その趣旨も違つておらな

いと思ひます。今の事情の變更でございしますが、これは結局健全な社会常識で判断するほかございせん。ございせんが、数年もたつて社会情勢が全く違つたといふふうな場合はおのずから別で、もう一ぺん判断を仰ぐことは必要だと思ひます。

○滝井委員 法制局長官、昭和二十五年に社会保障制度審議会がやはり社会保障に関する勧告案を出してあります。それは非常に膨大なものです。日本の社会保障のすべてのものの大綱を含んであります。その大綱があれば、一切の諮問はやらなくてもいいということになるのかどうですか。

○林(修)政府委員 それは具体的な法案の内容によるわけでございします。従来の慣行から申しまして、これは個々の法案を出しする際に、その法案の大綱について諮問をしておるわけでありまして、これはもちろん、そういう方針でいくものと私は考へております。社会保障制度審議会の答申、この大綱の解釈の問題であります。あの答申はきつめて包括的な大綱であります。やはりこれは、各法案についての大綱でございします。こういうふうに解釈するのが妥当だと思ひます。

○滝井委員 諮問案をたとへば一案から十案まで諮問します。そうしますとこれはあらゆる場合を考へるわけですね。一案から十案までの諮問をしておけば、同じ政党の内閣が続く限り、やらなくてもいいといふことですか。

○林(修)政府委員 抽象的には私はなかなかお答えしかねます。具体的な問題についてなら判断できると思ひますが、抽象的にばくとしたことは、ちよつとお答えいたしかねるわけであ

ります。具体的な事情によつて判断されると思ひます。

○滝井委員 今度も案を三つ出しておるのです。そしてその中の一つを一本出したのです。ところが、それが国会で流産をしてしまつた。国会の意思は、いわばこの法律を認めなかつたのです。認めなくて、今度は内閣が石橋さんから岸さんにかつた。鳩山内閣から岸内閣にいつておるならば、話はわかる。ところが、岸さんは鳩山内閣の政策を受け継ぐとは一回も言つておりません。石橋内閣の法律案と施策は受け継ぎます、こつ言つた。ところが、この大綱といふものは、鳩山内閣が小林厚生大臣時代に諮問をしたものです。従つて、岸さんといふものは鳩山内閣の政策と予算とを受け継いでおるものではない、石橋内閣のものを受け継いできておる。

○林(修)政府委員 今御質問の政治的な継続性……

○藤本委員長 静肅に願ひます。

○林(修)政府委員 これは政治的な問題でございまして、私は法律的なお答えをいたしますが、こゝでいつております内閣総理大臣及び関係各大臣といふことは、行政機関としての地位でございまして、必ずしもある大臣、ある内閣といふ意味ではございせん。ある内閣総理大臣あるいは関係各大臣が諮問をしたかどうかといふ問題であります。もちろん内閣が違つた場合に、政策が違つて、別なものを出したいといふ場合には、当然内容は違ひますから、別なものを御諮問になる必要があれば、御諮問になると思ひます。しかし同じものであれば、法律的にはす

に諮問はしてあるといふことがいえると思ひわけでございます。

○滝井委員 では、同じといふ範圍をどの程度に限るかといふことです。たとえば今度の健康保険法で具体的に言つてみて下さい。一部負担といふもの範圍を、どの程度のものならば同じになるのか、大體何円までが同じで、何円なら違ふといふことになるのか。これはきつめて具体的です。あなたは具体的にといふから、具体的に言つておる。具体的に答へて下さい。いいですか。法律の書き方も全部違つてきたのですから、もとの案と同じであればいいといふのは、一部負担といふことで、その言葉が同じであるから、一部負担がどう變つたといふといふならば、これはあなたの言ひ通りです。どうですか、具体的に。

○林(修)政府委員 これは二条二項でございまして、大綱といふことは、結局その社会常識の判断になると私は思ひます。大綱をかけたおられるわけですが、今の一部負担の原則といふことは、私は一種の大綱だ、かように考へられるのであります。

○八木(一男)委員 立法についてあらかじめ諮問するものとする、とか、あらかじめ聞かなければならないといふ条文ですね。これを勝手に解釈しておいでになりますけれども、それはそのつどつどするものが当然な道だと思ひます。めんどうくさいから勝手にやめるといふ厚生省の態度は別として、法律を守る立場にある法制局長官の立場としては、そんな都合がいいから悪いからといふことではありせん。立

法のことについては、そのつどつどやる立場にあるのが当然だと思ひますが、それについてはどうですか。

○林(修)政府委員 私の方の立場といひましては、違法か違法でないかといふ問題になります。違法でないといふことは考へられるのであります。具体的に受当性の問題になれば、それは別問題であります。受当性の問題について、すでに厚生省からお答えしたことがありまして、

○八木(一男)委員 違法でないといふのは、どうして言われるのですか。違法であるかどうか今論議してゐるわけですが、勝手に独断的に言つておられるけれども、諮問しなければならぬとなつておるのを、それをしないで勝手に法律を出していかれるのは、違法じゃないですか。

○林(修)政府委員 これはこの条文をどういふたかきましてはわかりませんが、具体的に各場合に国会に提案する前に諮問せよとは書いてないわけではございします。こゝういふ大綱について諮問をせよといふことではございします。従ひまして、その大綱は一回諮問してあるわけではございします。その内容を實質的に變更しなければ、再び諮問する必要はない、かように考へるわけではございします。

○八木(一男)委員 今の林法制局長官の答弁の中で、結局字句の問題は諮問しなければならぬ、ただ大綱かどうかといふことに解釈が分れる、その解釈していいのですか。

○林(修)政府委員 いやそういう意味ではございせん、この二条二項は、御承知のように各国会ごとに、あるいは法案を同じものを再び出す場合

に、そのたびごとに諮問しなければならぬといふことには書いてないわけでごさいます。従いまして、ある法案を立法いたします際、あるいはある制度を企画いたします際に、そういうものについての諮問を諮問しろといふこととす。従いまして、その大綱についてはすでに諮問があるわけでごさいますから、再び実質的に同じものを諮問する必要はない、こういうこととごさいます。

○八木(一男)委員 実質的に同じものだとはいふようなことは、言つていただかなくてもいいのです。それはまたあとに審議してもかまわないと思ふ。とにかく法律を出してこゝで審議するといふことが立法だ。その法律を出してゐることに對して、大綱という解釈は、またあとで御意見を伺つてもいいのです。大綱であるといふことになれば、法律を出すときに立法するように出してゐるわけでしょう。その前に諮問しなければならぬといふことは、この法律上明らかであると思ふのです。大綱がどうであるかといふことは、それがきまつてから論議したいといふ。

○林(修)政府委員 これはもうお答えしたと思ひますが、法律案を出すたびに諮問しろといふことにはなつておらないわけでありまして、同じ内容のものであれば、一回諮問すれば再び同じものを出す場合には諮問をしなくてもよい、こういうことであります。

○八木(一男)委員 そりう前提のことを言つておるのではない。同じ内容ではないのです。同じ内容であるといふなら、あとで論議しましょう。同じ内容ではなくて、別の法律が出てくる

ときにこれを諮問しなければならぬといふことは、条文の正しい解釈だと思ふのです。その大綱がどうであるかといふことは、あとで論議してもよろしい。それから同じと違ふといふことも論議してもよろしい。だけれども、違つてゐる大綱であつたら、その法律を出すときに諮問しなければならぬといふことは正確な解釈であつて、それが違ふといふことになれば、これはゆゆしき問題になりますから、はつきり確認しておきたい。

○林(修)政府委員 結局先刻のお答えを繰り返すことになるわけでありまして、同じか違ふかといふこととできることになると思ひます。

○八木(一男)委員 同じか、違ふかはあとで言うから、違つたら出さなければならぬかといふことです。

○林(修)政府委員 前に出したものと違ふものを立法したい、出したといふ場合であれば、これはもちろん諮問しなければならぬと思ひます。

○八木(一男)委員 今法制局長官の御答弁で明らかになつたことは、とにかく違つた場合には諮問しなければならぬといふこととすので、はつきり確認しておきます。ですから、今度は違つてゐれば出さなければならぬ。これは法制局長官は大体同じといふようなこととすに、ほんとうに比べてごらん下さい。法律案三案出してあるけれども、全部どれも違つております。これを違つてゐないとは言へないはずだ。違つてゐるなら出さなければならぬ。その次には、大綱の問題です。大綱の問題で逃げようとしても逃がしませんよ。健康保険の問題で、一部負担が

大綱でなければ、ほかに何が大綱があるかといふことになる。法律は明らかで違つてゐる。違つてゐるときには出さなければならぬといふことを法制局長官は言つた、これは明らかなんだから。それから、あと大綱の問題だけなんだ。健康保険の問題で、一部負担の問題が大綱でなくて、何が大綱でありますか。明らかに違法であります。ですから、即時これを撤回して、諮問をし直して出すというのが当りまゐるんです。厚生大臣どう思ひますか。

○神田国務大臣 大綱が同じでございす。ですから、撤回いたしません。

○八木(一男)委員 法律違反ときまつても撤回しないのですか。法律違反ときまつても撤回しないのですか。法律違反とてはとにかく岸内閣の厚生大臣は、厚生省が法律違反をして権力をもちて押し通すといふことになるわけですよ。

〔論理の飛躍だよと呼ぶ者あり〕
○神田国務大臣 どうも八木委員のお尋ねは、非常な飛躍をなさつておられるのではないと思ひます。私も法律違反をしやう、あるいは法律違反をしておるものを強行しよう、そういうことは毛頭考へたことにはございせん。過去においても、現在においても、將來も、そういうことは暫つて考へないつもりでございす。この御審議を願つております法律案は、そういうものでないといふ前提でお願いしておるわけでごさいます。

○八木(一男)委員 そりうすると、法律違反だつたら撤回するんです。その言葉の通りですね。
○神田国務大臣 お答えいたします。法律違反のものは出しておりません。

○八木(一男)委員 それは独断です。法律違反であつたら撤回するんです。あつたらいつておるのではない、あるといつておるのではない。(発言する者多し)雑音はやめなさい。法律違反であつたら、撤回しますね。

○神田国務大臣 法律違反のものが出ておつたら、今日の国会の運営は、もう国会みずからがそりうものを御処理なさる権能をお持ちになつてゐるのですから、積極的に、撤回といふよりも、否決といひましようか、それは適當な御処置をなさることが適當だと思ひます。

○八木(一男)委員 けしからぬ話だ。国会のことではない。行政の長官としての、厚生大臣としての責任を問うてゐるのです。法律違反だつたら厚生大臣は即時撤回なさるのです。はつきりそれだけ返事をすればいいのだ。法律違反だつたら撤回するの、かしないのか、しなければ厚生大臣やめてもらなければ大へんことになる。

○神田国務大臣 私が申し上げておりますことは、厚生省の出してあります法律案は、法律違反のやうなものを出しておりません、こりうことを申し上げてゐるのでございす。そこで今八木委員が言われました、もしそれが法律違反であつたら、何か手落ちがあつて違反といふことがはつきり明瞭で、そりうものならば、撤回するかといふことは、將來そりうことが起きたら、もうこれは當然なこと、お問ひになるまでもないことだと思ひます。要するに、そりうものは現在出しておらぬといふ建前で、私は申し上げておるわけでありす。

○八木(一男)委員 今法律違反かどうかをこゝで論議してゐるわけです。ただ結果はわからない。法律違反といふことになれば、それでも撤回するといふ言葉を言わなければならぬ、厚生大臣は日本の法律問題、特に厚生省に最も關係の深い健康保険法でしょう。それに違反しても平気で居すゐるといふ覚悟だといふことになるわけですよ。そのくらしいことが言へないのですか。言へないなら、法律違反でも押し切る、何でもかんでもごまかして、やはり法律は無視するのだ、そりうことの裏返しになるじゃありませんか。そんなことがはつきり言へないやうな大臣が世の中にあります。

○神田国務大臣 どうも何といひましようか、非常に飛躍した過程でお問ひになるものですから……。私は冷静にお答え申し上げておるわけでありす。要するに法律違反のやうな法案は出していません。そこで……

○八木(一男)委員 それは聞いていないのだ。法律違反だつたらどうするかのうのだ。

○神田国務大臣 もちろん法律違反のやうなものがございすれば、八木さんのおつしやる通り、そりうことは御審議願ひ意思は持つておりません。
○八木(一男)委員 そりうすると、法制局長官のお話で、とにかく内容が違つておれば諮問しなければならぬといふことは明確になりました。それで、内容の違ひとは明確です。まさか保険局長も違つてゐないとは言へないはずだ。調べればすぐわかる。その次に大綱の問題、きまつてゐない問題は、健康保険法で一部負担だとか、今出してゐ

るものは大綱でないといつておる。それは厚生省のお役人は全部頭を切りかえてもらわなければならぬ。大綱であることは明らかだ。ですから即時御撤回になるか、それとも厚生大臣をおやめになるか、そういうことになるわけだ。それについてどうですか。

○神田國務大臣 非常に御親切といひますか、どうも飛躍をなすつておるのではないかと思うのですが、今の段階におきまして、私は法律違反をしておるとは考えておりませんので、今の法案を御審議願ひたい、こう考えております。お願いいたします。

○八木(一男)委員 法制局長官に、先ほどのことで……とにかく出さなければいけない。内容が違つてゐることは明らかです。然して語らず、保険局長は……(笑聲)それで大綱はそういうことですから、これは法律違反だと思ひわけでありませうけれども、法制局長官のはつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

○林(修)政府委員 この問題につきましては、昨年の暮れに健康保険法等の一部を改正する法律案を国会に再度御提案する際にも、私ども御相談を受けておりました。それでいろいろ審議いたしましたところ、大綱においては実質的に同一であるといふふうに考えまして、その手続は必要なかろう、こゝう考えてやつたわけでございます。

○八木(一男)委員 保険局長にちよつと伺ひますが、言つたことだけ答えて下さい。それ以外のことは答えてもらわなくてよろしい。今度の法律とこの前に出した三案とびつたり同じものがあるかどうか。

○高田(正)政府委員 大綱においては同じものでございます。

○八木(一男)委員 大綱といふことは聞いていません。こつちの言ふことだけお答えになつて下さい。ほかのことは答えないで下さい。大綱といふことは聞いていないのです。この前出した三案といわれるものと、今度の健康保険法の改正案と、内容のびつたり同じものがあるかどうか。それだけに簡単に御返事を願ひたい。

○高田(正)政府委員 もう少し事態を明らかにする意味におきまして御説明いたしますが、この二十四国会に提案するために、諮問をいたしました法律案要綱といふものは、「一部負担金を指定医療機関に支払わなければならぬ」とすること。前項の政令を定めようとするときは、厚生大臣は、社会保険審議会の意見を聴くものとする。こゝういふ政令に譲つたような法律案要綱で諮問をしておるわけでありませう。しからばこの政令で定めようとするものはどういふものか、こゝういふような審議会の御要求がございまして、われわれはこれから検討をいたそうとしておるけれども、大体この三つの考案の範囲に属するでせう、こゝういふことでA案、B案、C案といふものを一応御参考に出して、御審議を願ひておるわけでありませう。さういふ筋合ひでございまして、二十四国会に提案いたしました政府の原案は、そのときA案の考案方によつたものでありませう。二十五国会に提案いたしました一部負担の考案方は、そのうちのC案の考案方によつたものでありませう。御答申の方はこの三つの案をいろいろあれこれ御研究を願ひまして、さういふ細

部について御答申はないのであつて、抽象的な御答申をいただいております。賛成であるとか、反対であるとか、こゝういふような御答申をいただいております。さういふわけ合ひでございまして、私どももいたしましては、二十四国会に提案をいたしました政府の法律案と、二十五国会に提案いたしました政府の法律案におきましては、大綱においては同じものと考へております。

○八木(一男)委員 大綱々々で逃げようとしておられますから、法律案が違ふといふことを明らかに書きましておるわけだ。違ふことは明らかです。これはわれわれも知つておりますし、保険局長も知つておられる。法律案は違ふのです。それからまたいろいろと、同じような諮問に対する答申であるといふようなことで、かつてな解釈をしておられますけれども、さういふようなことを含んでおると思ひわけでございますが、あのときに政府の方で出されたこの前の法律案の根拠です。赤字が出てくる、健康保険を建て直さなければならぬ。理由も、滝井委員が言われたように明らかに違ひけれども、この前はとにかく赤字が主体だつた。主体じゃないといわれても、赤字がおもなる主体であつたことは明らかである。その赤字は昭和三十一年度において六十七億といふものが見込まれておる。だからこれこれ、これこれ、明らかにその中に、一部負担には財政効果として二十三億その他幾ら幾らといふことを組み立て、さうして諮問をしておられるわけだ。ところがその赤字の背景が違つてきておる。今三十六億ですけれども、十一月にこ

の法案を作られたときに、厚生省の説明で、四十八億といふのは明言されておるわけだ。根拠が違つてゐるわけです。根拠が違つてゐる、だから条文も違へば、その背景も違ふ。まだ言へば、委員の構成も違つてゐるのです。社会保障制度審議会、社会保険審議会の委員の構成も全部違つておる。さういふすべての点から見て、そんなものを、大綱が同じだからといふようなことで言ひのがれは許すことはできないわけだ。法律は明らかに違つておる。さうして一番變つてゐる問題は、大綱である。一部負担の問題である。おまけにその背景の、その一部負担を出した説明で、保険審議会でも、制度審議会でも、説明されたのは、赤字六十七億といふことで、これこれの条文をやれば何億の財政効果がありますといふことを明らかに説明して、審議を求められておる。その根拠が違つておる。違ふのはこの法律を出されたときにわかつておる。厚生省が発表しており、それをすりかえて諮問する必要はない。法制局長官は、そんな内容は御存じないかもしれないけれども、そんなでもないことだ。背景も違へば法律の内容も違へば、大綱も違ふ。条文も違ふ。それでいいだらうと言われたのかもしれないが、明らかに違ふのです。だからこれは諮問しなければならぬのです。その点で政府が違法を犯しているわけだ。これについて、法制局長官の御答弁をもう一回承りた

い。

○林(修)政府委員 ずっと詳しくことに立ち入つてのことは私も存じませんが、一応の説明は受けてお

す。従ひまして、研究いたしました結果、実質的に同じものである、こゝういふ考案のもとに、こゝういふ措置をとればよからうといふことを考へております。今保険局長の説明を聞きまして、私は実質的に違つてゐるものとは考へられません。

○八木(一男)委員 実質的といふやうなことで法律を扱つたら、何でもさうです。法律違反をやつても、自分は悪いことをした気持はないのだから刑罰を受ける覚えはないと言つても通ふことになつてしまふ。政府みずから法律を設けるやうな要因を作つてはいけません。おまけに法制局長官が実質的といふやうなことで法律の解釈を曲げるやうなことはいいません。違ひないといふことはほとんどないことだ。実質的に違ひのです。あなたは詳しいことは知らないと言われたけれども、詳しいことを聞いたら、明らかに違つてゐることがわかります。ですから、法制局長官は厚生省のいろいろな巧妙なる説明にまだわたされたのかもしれないけれども、その責任は特に追及はしませんけれども、違つてきてゐるのだから、やらなかつたことは違法であるといふことを法制局長官としては明らかに答弁される責任がある。

○林(修)政府委員 従来伺つたことから申しまして、今の答弁からいひましたも、私は大綱は同一のものとして考へてゐると思ひわけでございます。従ひまして、今までのつた措置は違法なものとは考へないわけでございます。

○井堀委員 関連して……法制局長官にちよつとお尋ねをいたしたいのであります。この社会保障制度審議会設置法の全体の精神の中で、第二条二項の問題をわれわれは判断いたしましたし

第一類第七号 社会労働委員会議録第二十一号 昭和三十三年三月九日

て、社会保障制度審議会については少くとも社会保障制度に関する条文で言いますと、「企画、立法又は運営の大綱」というように、かなり具体的に明示しておるのであります。こういう、少くとも企画、この場合は「企画、」と切つてある。「企画立法」ではなく、「企画、立法又は運営の大綱」について、あらかじめこういう変化あるいは変更をしようとする場合には、この審議会を活用するということは、法律全体の中から言つてかなり大きな使命が附加されておるように思う。そういう点で社会保障制度に関する、ここで企画立法はわかりますが、「企画」という点を打つてある。この点に対する法制局長官の御解釈はいかがでありますか。

○林(修)政府委員 企画というのは結局そういう社会保障に関するいろいろな計画を立てるということだと私は思うわけですが。

○井堀委員 こういうことをお尋ねするのは御迷惑かもしれませんが、この場合は明らかにしておかないと論議が進められませんかとお尋ねいたします。あなたも総理府においでになるから御存じだと思ひますが、この内閣の政策の大綱の中に、社会保障制度を高くうたつておる。しかも具体的に国民皆保険を言つておられる。このことはこの委員会でも厚生大臣が大体四年間くらいの間に皆保険の目的を達したいという答弁を、私の質問に対してしておられます。でありますから、国民皆保険を施行するような社会保障制度の推進と申しますか、これはやはり企画に大きな変化を伴ふものであるというふうにわれわれは理解して、いろいろ政

府の施策に質疑をしてきておるわけでありました。ここで言う企画ということ、これは、こういう場合にはあなたの解釈には入らないのですか、入るものですか。

○林(修)政府委員 今の御質問の趣旨ちよつと受けとりかねたわけですが、あつて、あるいはお答えが違つておるかもしれませんが、今の御趣旨は自民党で立てた政策大綱というものは、国民皆保険ということをやつた場合に、その企画を社会保障制度審議会にかけなければならぬのじゃないか、こういう御趣旨じゃないかと思うのであります。それはやはり必要のないのじゃないかと思ひます。(内閣としては……)と呼ぶ者あり)内閣としては大体企画と立法というのはほとんど同じ段階になるものが多いと思ひます。社会保障制度としましては企画と立法を場合によつては分けて考えなくちゃならぬ場合もあるかと思ひますが、大いには立法という形になつてくると思ひます。これは具体的に企画を実現するためには立法という形になつてくると思ひます。従ひまして普通はほとんど今は立法の形式で立法の大綱を諮問しておることと思ひます。結局はその案がどれだけ固まつてきたか、固まつてきた段階において政府の施策としてきまるわけでございます。その段階において審議会の諮問を得る、こういうことじゃないかと思ひます。

○井堀委員 私のお尋ねがよく徹底してなかつたようでありますが、私の聞いておられますのは二条の二項の中で「社会保障に関する企画」という条文は明確に書いてある、ごらん下さい。一体この企画という意味は、法律的にどういう意味を持つかということについて

てただ漠然と聞いちゃいけませんから、私は今までの審議会に係した事例を一つあげてお尋ねしたわけでありました。そういう事例をあげなくてもあなたも専門家ですから、この企画に対する解釈は自由になさると思ひますけれども「企画、」ここで句読点が打つてあるのです。

○林(修)政府委員 今の御趣旨よくわかりましたが、「企画、立法又は運営の大綱」でございまして、この大綱はもろに全部にかかつておるものと思ひます。企画の大綱であり立法の大綱でありあるいは運営の大綱である、そういうことと思ひますが、企画と立法と運営、立法は比較的はつきりしておりますが、企画と運営の大綱でございますが、これはおそらく立法の形式になる場合が多いと思ひます。企画と運営を切り離して一つの意味を持つたような大綱ができるような場合があるかどうか、これは私も今はつきりあるかどうか、あるいはないかどうかということはお答えしかねるのでありますが、そういう場合があれば、おそらくあるだろうと思ひますけれどもおそらく立法という形に構成される場合が多いのじゃないかと思ひます。

○井堀委員 法制局長官もちよつと頭をひねるだろうと思ひますが、私もこの問題についてはいろいろ方々聞いておりますが、学説によりますと、これは立法だけでなく、企画というものを別に意味するといふ学説が多いようであります。これはここだけを讀んだのでは理解できがたいので、やはり法全体をながめてこういう解釈はすべきだと思ひますが、言うまでもなく社会保障制度審議会というものはい

たずらにエキスパートを皆集め、国会議員もこれに参加するかなり大がかりな徹底した委員会であることは申すまでもないわけでありました。この使命は福祉国家を施行するためのかなり権威のある企画として法律は命じておるわけでありました。でありますから何も社会保障制度というものは、立法だけによつてワカがきめられるものではない、いろいろ政府の行政企画のうちにあつてあります。あるいは運営の中においても行われるのであります。あるいは民間の運営に対して政府が援助助成するという政策上の企画も起り得る、こういう解釈が一方になされておるようにわれわれは考えておるのであります。今のあなたの御答弁ははつきりいたさないようであります。そこでこのことは御研究いただいて、また御回答いただいていいと思ひます。

そこで厚生大臣に今のことについてもう一言確めておきたい。これが立法運営上の大綱についてなら今議論がございまして、この点はいろいろあるだろうと思ひます。しかし企画ということになりますと政府の重大政策で国民皆保険を施行するといふ、社会保障制度の重要な柱である医療保障制度に対する一つの改革だと思ひ、大改革だと思ひ、このことは初めて石橋内閣によつて表明されたことですが、社会保障制度という抽象的なことは言われておりました。国民皆保険、しかもあなたはこの四年くらいの間になしとげたい、この国会で答弁しておるのであります。これは社会保障制度の企画としては大改革なんです。これと健康保険と切り離して考えることができません。

しょうか、どうでしょう、あなたの考えを一つ承りたい。

○神田国務大臣 今回政府が国民皆保険を四年くらいで完成したい、こういう非常な意気込みで踏み切つたことは御承知の通りであります。そこでそれが社会保障制度審議会のいわゆる企画に触れるかどうかというお尋ねのうちに伺つたのでございしますが、私どもは国民皆保険が施行されて、その後これは段階を経て逐次拡張して参つたことを考えております。この法律が制定された当時は、やはり段階を経て、できるだけすみやかに国民皆保険が完全実施するようになつて意図のものとできた法律だと私は思ひます。今回この機が熟して参りました、そこで四力年というよりな一つのめどを立てて実施をやる、こういう段階に入つたと考えております。そこでこれが、今そこでいう企画として、審議会に一体諮問をしなければならぬかどうかという問題になろうかと思ひますが、これは、私は今度の場合は、これは当然やるべきことになつていたものをやつておられるのでありますから、これはそこまでは考えなくてやつていんだというふうに考えて、実は進めて参つたわけでございます。

○井堀委員 私のお尋ねしておりますのは、この国民皆保険を四力年といふかなり具体的な意思表示をあなたはなさつた。これはもちろん政府の意向だとわれわれは受け取つておるわけでありました。これは変更する御意思はないでしよう。そういうふうな固期的な一つの医療保障制度の案を政府が重要政策として公約され、さらに施政方針で明らかにされ、予算の中で、その説明

を、社会保障制度審議会については少くとも社会保障制度に関する条文で言いますと、「企画、立法又は運営の大綱」というように、かなり具体的に明示しておるのであります。こういう、少くとも企画、この場合は「企画、」と切つてある。「企画立法」ではなく、「企画、立法又は運営の大綱」について、あらかじめこういう変化あるいは変更をしようとする場合には、この審議会を活用するということは、法律全体の中から言つてかなり大きな使命が附加されておるように思う。そういう点で社会保障制度に関する、ここで企画立法はわかりますが、「企画」という点を打つてある。この点に対する法制局長官の御解釈はいかがでありますか。

○林(修)政府委員 企画というのは結局そういう社会保障に関するいろいろな計画を立てるということだと私は思うわけですが。

○井堀委員 こういうことをお尋ねするのは御迷惑かもしれませんが、この場合は明らかにしておかないと論議が進められませんかとお尋ねいたします。あなたも総理府においでになるから御存じだと思ひますが、この内閣の政策の大綱の中に、社会保障制度を高くうたつておる。しかも具体的に国民皆保険を言つておられる。このことはこの委員会でも厚生大臣が大体四年間くらいの間に皆保険の目的を達したいという答弁を、私の質問に対してしておられます。でありますから、国民皆保険を施行するような社会保障制度の推進と申しますか、これはやはり企画に大きな変化を伴ふものであるというふうにわれわれは理解して、いろいろ政

府の施策に質疑をしてきておるわけでありました。ここで言う企画ということ、これは、こういう場合にはあなたの解釈には入らないのですか、入るものですか。

○林(修)政府委員 今の御質問の趣旨ちよつと受けとりかねたわけですが、あつて、あるいはお答えが違つておるかもしれませんが、今の御趣旨は自民党で立てた政策大綱というものは、国民皆保険ということをやつた場合に、その企画を社会保障制度審議会にかけなければならぬのじゃないか、こういう御趣旨じゃないかと思うのであります。それはやはり必要のないのじゃないかと思ひます。(内閣としては……)と呼ぶ者あり)内閣としては大体企画と立法というのはほとんど同じ段階になるものが多いと思ひます。社会保障制度としましては企画と立法を場合によつては分けて考えなくちゃならぬ場合もあるかと思ひますが、大いには立法という形になつてくると思ひます。これは具体的に企画を実現するためには立法という形になつてくると思ひます。従ひまして普通はほとんど今は立法の形式で立法の大綱を諮問しておることと思ひます。結局はその案がどれだけ固まつてきたか、固まつてきた段階において政府の施策としてきまるわけでございます。その段階において審議会の諮問を得る、こういうことじゃないかと思ひます。

○井堀委員 私のお尋ねがよく徹底してなかつたようでありますが、私の聞いておられますのは二条の二項の中で「社会保障に関する企画」という条文は明確に書いてある、ごらん下さい。一体この企画という意味は、法律的にどういう意味を持つかということについて

を、社会保障制度審議会については少くとも社会保障制度に関する条文で言いますと、「企画、立法又は運営の大綱」というように、かなり具体的に明示しておるのであります。こういう、少くとも企画、この場合は「企画、」と切つてある。「企画立法」ではなく、「企画、立法又は運営の大綱」について、あらかじめこういう変化あるいは変更をしようとする場合には、この審議会を活用するということは、法律全体の中から言つてかなり大きな使命が附加されておるように思う。そういう点で社会保障制度に関する、ここで企画立法はわかりますが、「企画」という点を打つてある。この点に対する法制局長官の御解釈はいかがでありますか。

立法上の手續段階からいうと、予算もまた法律なんです。そこに疑義があるのです。しかしそれを百歩譲ったといひたしましても、ここで長官に私がお尋ねしたように社会保障に関する企圖の問題については触れるわけです。ですからここは問題が残っております。この答弁はいずれ法制局長官のあとの御検討を待つて、この点については留保保留しておきます。これは理事会でもよく相談いたしまして、私の質問は保留しておきます。

○八木（一男）委員 先ほど来御質問申し上げておりますが、この席に内閣総理大臣がおられたならば、前段の周達いは正す、そういう間違ひはさせないという立場において、即時撤回を決定されるであろうと思うのでございま

とに非常に進んでまいりました。新現行法に
に對しまして月曜日にこの問題を何個
いいたしましてその決意を伺いたいと思つて
思うわけであります。またそれについて
いて厚生大臣の御答弁は今までのところ
非常に不満でございます。法律を守
るという心がまえがないように思いま
す。それから法制局長官の御答弁もそ
うです。厚生省当局はなおさらです。
そういうことにつきましては、日本社
会黨においては、これから国会対策委
員会を開きましてこの対策を立てるつ
もりでございますので、その点を御覺
悟になつて、皆さん方としては即時
さぎよく、間違ひは正して、自民黨な
り岸内閣は、間違つたものは即時率直
にやめる、変える、やり直すという大
きな腹を見せていただければ、問題は紛糾
いたしません。ですからその点私は憶
重真劍にお考えになつていただくこと

を期待いたしまして質問を一応終ります。

○藤本委員長 次会は明後十一日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

〔参照〕

美容師法案（野澤清人君外三十九名提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月十四日印刷

昭和三十三年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局